令和5年

医療保険の給付金請求について

アクサ生命の医療保険「入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉」

「ガン治療保険」など専用の無料ダイヤルです。

入院給付金や手術給付金などに関するお問合せやご請求手続きに関するお問合せ窓口です。 (旧医療商品にご加入の方もご利用いただけます。)

アクサ生命「コーポレートサポートオフィス」の専門スタッフがお受けいたします。

アクサ生命 カスタマーサービスセンター **C**0120-813-308

受付時間

月~金9:00~18:00 生 9:00~17:00

(日・祝、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

生協グループ保険、団体総合医療保険、積立年金保険

ご請求手続きおよびその他のご相談やお手続きは、従来通り 千葉県庁生活協同組合 保険事業課 へご連絡ください。

TEL 043-227-8100

生命保険など各種保険の相談・加入・見直しや、生協保険(福利厚生制度保険)の加入・解約などの手続きについては、千葉県庁 生協の保険事業課がお受けいたします。

制 度 名	事務幹事会社·引受保険会社	お問合せ	せ先	
生協グループ保険				
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉	●事務幹事会社·引受保険会社 アクサ生命保険株式会社	アクサ生命保険株式会社制度推進部		
ガン治療保険	(本社)〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777(代表) www.axa.co.jp/	【照会先】法人ビジネス業務部 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3	千葉県庁生活協同組合	
積立年金保険「税制適格型(A)」 「自由積立型(B)」	www.dad.oo.jp/	TEL 03-6737-7450	保険事業課 〒260-0855 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎9階	
団体総合医療保険	●引受保険会社 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925 ※お問合せの際には、記号証券番号(900-95154) をお知らせください。 【受付時間 月曜日〜金曜日 9:00~17:00(祝日・ 12/31~1/3を除く。)】		T	

生協組合員のみなさまの声にもとづいて千葉県庁生活協同組合がお届けします。

死亡・高度障害に備えて

70歳6ヵ月まで継続して加入できます。

団体保険としての割引が適用された保険料で万一に備える保障を確保でき ます。万一の場合、保険金の全部または一部を年金形式で分割して受け 取ることもできます。

ケガ・病気等に備えて

70歳6ヵ月まで継続して加入できます。

ケガや病気等による入院・手術等に備える保険です。 1泊2日以上継続して入院された場合、入院1日目から入院給付金が受取れます。 公的医療保険制度または先進医療の対象となる手術等を保障します。

※一部対象外の手術があります。

-生涯の病気・ケガに備えて

院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉

日帰り入院や外来手術、高額になりがちな先進医療も保障します。 病気やケガのリスクに一生涯にわたって対応できます。

終身払コース 手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用) 無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

60歳払込コース 65歳払込コース 手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)付

ガンの治療に備えて

ガンの主な治療方法、「手術」・「放射線治療」・「化学療法(抗がん剤治療)」を 保障します。入院をしないガン治療に対応!

上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

教育資金準備やセカンドライフの年金・保障に備えて

予定利率は約1.2%。税制適格型は個人年金保険料 控除の対象(最大5万円)となることも魅力です!

税制適格型(A) 拠出型企業年金保険

拠出型企業年金保険・入院保障保険(終身型 09)(60日型)・医療給付金付個人定期保険



申込締切日:令和5年6月16日(金)生協必着

申込書提出先:千葉県庁生活協同組合 保険事業課

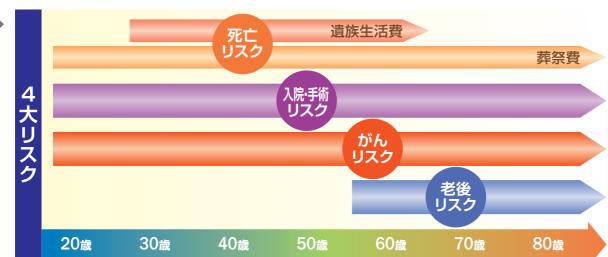
保険事業課 TEL 043-227-8100

千葉県庁生協ホームページ http://www.chibakenseikyo.or.jp/

県庁生協と考えよう

4大リスクはいつ頃発生するのでしょうか?





県庁生協の福利厚生制度保険は 在職中はもちろん、退職後も保障があります

組合員のみなさまの自助努力は十分ですか? リスクに対する備えを確認しましょう!

充実した福利厚生制度保険

死亡リスク(死亡保障)なら「生協グループ保険」

万一の死亡・高度障害保障に備えることができます。

入院・手術リスク(医療保障)なら

「団体総合医療保険」

P11~P16

ケガや病気等による入院・手術等に備えることができます。

入院・手術リスク(医療保障)なら

「入院保障保険(終身型 O9)〈ワイド〉」

P17~P23

病気・ケガによる入院を一生涯保障します。ガン入院は再発・転移に備えて何度でも保障します。

がんリスク(ガン保障)なら「ガン治療保険」

P25~P28

ガンの主な治療方法、「手術」「放射線治療」「化学療法(抗がん剤治療)」を入院しているかどうかにかかわらず保障します。

老後リスク(老後の生活資金)なら「積立年金保険

P29~P34

セカンドライフに備えて在職中に積立てができます。税制適格型(A)は年金受取りの 準備に、白中積立型(B)は教育資金準備や退職後の保障の準備にも適しています

	商品名			準 切	開に、自田槙立型(B)は教育質	金準備や退職後の保障の準備	にも週しています。
死亡 リスク	生協グループ保険	死亡保障 ※新医療保険(生協グループ保険の「医療保障部分」)は平成28年度より新規申込みのお取扱いを停止しました。なお、現在、ご契約中の方につきましてはご継続いただけます。		退職後も継続可能	非更新型定期保険(個人保険) ※85歳満了の非更新型定期保険(保険金額300万円未満でご加入	「 に移行できます。ただし、生協グルーフ の方は、非更新型定期保険に移行でき	プ保険に きません。
入院	団体総合医療保険	医療保障		退職後も継続可能			1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
入院 手術 リスク	入院保障保険 (終身型09)〈ワイド〉	医療保障		は、している。	 	¦ ¦一生涯保障 ¦	
がん リスク	ガン治療保険	ガン保障		退職後も継続可能	1 	¦ ¦ 10年更新で90歳まで。90歳以降 ¦	は一生涯保障。
老後	積 立 年 金 保 険 税制適格型(A)	退職後の年金での受取りのために積立 ※組合員資格を有して勤務を継続される方は最長70歳まで満了延長できます。		退職後の年金の受取り方法 A.「年金コース」 10年確定 A.「年金コース」 A.「年金コース」 B.「一時金」	15年確定		5 10年保証期間付終身(一生涯の給付)
老後 リスク	積 立 年 金 保 険 自由積立型(B)	教育資金準備や退職後の保障のために積立 ※組合員資格を有して勤務を継続される方は最長70歳まで満了延長できます。		退職後の生活設計に合わせて3つの A.「医療保険コース(終身医療保険)」 B.「医療保険コース(定期医療保険)」 70歳まで C.「年金コース」 10年確定 D.「一時金」			終身(一生涯の給付)
	2	0 歳代・ 30 歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80 歳代	90歳代

県庁生協の

福利厚生制度保険は

「4大」リスクに

対応します

県庁生協と考えよう

必要な保障はライフイベントによって変化していきます。 イメージ図

県庁生協では「ライフプラン相談」を実施しています。お気軽にご相談ください ←

ライフプランとは、一言で言うと生活設計です。人生には、旅行・結婚・お子さまの誕生・住宅購入・退職など、さまざ まなライフイベントが待ちかまえています。組合員の方が豊かな人生を送るためにライフプラン相談が手助けを行い

ライフプラン相談について詳しくは千葉県庁生協のホームページをご覧ください。 http://www.chibakenseikyo.or.jp/

20代·30代 **40**代 50代 60代 70代 80代 万一のために、備えておきたい費用があります。 直近の入院時の入院日数 平均110.7万円* (過去5年間に入院した人) *出典 鎌倉新書 第5回お葬式に関する全国調査(2022年) 61日以上 2020年3月~2022年3月に喪主(または喪主に準する立場) を経験したことのある、日本全国の40歳以上の男女に実施 3.6% 末子の出産後は、 したアンケート調査 31~60⊟ 5日未満 -家の大黒柱である、あなたに万一の 5.3% 20.9% ことが起こった時のために家族への保 15~30⊟ 障(遺族保障)を手厚くしましょう。 末子が生まれた後は、一般 お子さまが独立す 15.7% 平均 社会人としてのスタート… 的に必要保障額は逓減し ると必要保障額は 保険料控除の適用となったり、老後に備え **15.7** □ ていきます。一方でがんな 大きく減ります。 貯蓄性のある保険などに加入しましょう。 どの病気にかかるリスクが 8~14⊟ 27.3% 増えていきます。 27.1% 必要保障額 結婚·お子さまの誕生などで家族が増える ことにより、必要保障額は大きく増えます。 (公財)生命保険文化センター 「令和元年度 生活保障に関する調査」 ゆとりある退職後の生活を過ごすにあたって、資金対策が気に なるところです。県庁生協で実施している「ライフプラン相談」 でファイナンシャルプランナーからアドバイスを受けられます。

ライフイベント

独身

結 婚

お子さま誕生

住宅購入

お子さまの教育

お子さまの独立

退職後の生活

まだまだ お若いみなさまは…

ひとりからふたりへ



マイホーム ふたりの夢 そして家族の夢



40~50代の みなさまは…

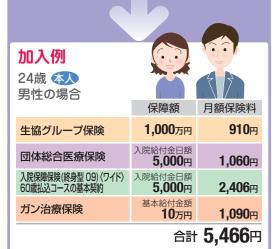
こども達へ 新たなステージの登場



新たな出発 快適で自由な生活を

独身の方は

自分自身への備えとして高度障害・入院・手術 に備えることをおすすめします。 保険料の負担が気になる場合は、葬儀費用だ けでも備えましょう。



DINKs(ダブルインカムノーキッズ)世代の 方は

万一の時、お互いにパートナーの負担とならないよう、高度障害・入院・手術に備える ことをおすす めします。

また、収入も安定してくるこの時期から老後生活資金を準備するため、積立年金保険 も早目に検討 しましょう。



合計 6,941円										
ガン治療保険	基本給付金額 10万円	1,160 ⊟	ガン治療保険	基本給付金額 10万円						
入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉 60歳払込コースの基本契約	入院給付金日額 5,000 円	3,006円	入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉 60歳払込コースの基本契約	入院給付金日額 5,000 円						
団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000 円	1,410 ⊢	団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000 円						
生協グループ保険	1,500 万円	1,365 ⊟	生協グループ保険	600万円						
4人 为住	保障額	月額保険料	即時自义性	保障額	F					
本人 男性			配偶者女性							



本人 + 配偶 合計

13,456⊞

子育て世代の方は

家族への責任が大きい時期です。月間生活費を30 万円として試算すると、必要死亡保障額は約9,000 万円です。公的保障などを考慮しても約4.000万円 ほど不足します。

死亡保障をもっとも厚くしておきたい時期です。 入院・手術にもしっかり備えましょう。



合計 12.925円

こどもが独立しても

家族(配偶者)への責任がありますよね。 多額の保障はいらないかもしれませんが、配偶者の ためにも当面の費用を準備しましょう。 また、健康に対する不安に備え医療保障の重要度が

高まります。生活習慣病対策も検討しましょう。

加入例		
55歳 本人 男性の場合		
75 II - 7 / 10 C	保障額	月額保険料
生協グループ保険	1,000万円	3,380 円
団体総合医療保険	入院給付金日額 5,000 円	2,285 ⊟
入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉 終身払コースの基本契約	入院給付金日額 5,000 円	4,480 ⊢
ガン治療保険	基本給付金額 10万円	4,290⊢
	合計	14,435 ⊟

※生協グループ保険および団体総合医療保険は概算保険料です。申込締切後にあらためて正規保険料を算出し、第1回(更新日)より適用します。年齢は保 ※上記はあくまでも加入パターンの一例であり、実際は年齢・家族構成・経済状況などにより異なります。ご検討・ご加入の際の参考にしてください。

険年齢です。保険年齢については、9・10ページおよび13ページをご参照ください。

生協グループ保険

(こども特約・年金払特約付福祉団体定期保険

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

「当パンフレット」ならびに「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」に記載の保障内容・保険金額・保険料などがお客さまご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

千葉県庁生協組合員による相互扶助の制度です。

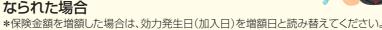
死亡保険金

保険期間中に 死亡された場合



高度障害保険金

効力発生日(加入日)*以後の病気やケガに よって、保険期間中に所定の高度障害状態に なられた場合

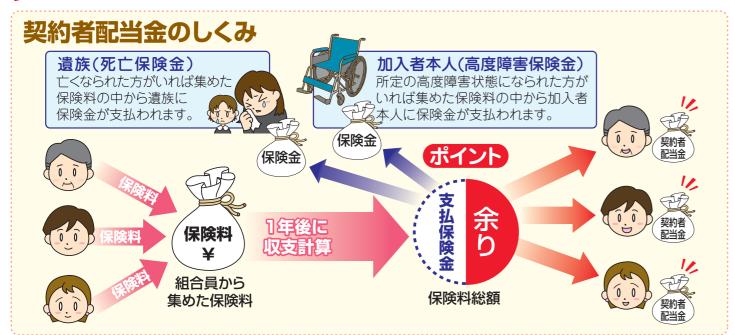


団体保険のスケールメリットを活かした、割引が適用された保険料で、 万一の時の保障を確保できます。

万一の時の場合、死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を年金形式で受け取ることも可能です。

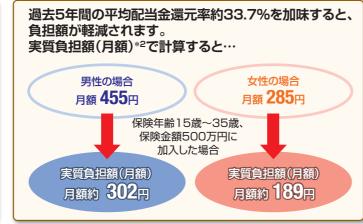
THE STATE OF THE S

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば契約者配当金として加入者にお返しします。



・上記イラストはしくみの概要を説明したものです。実際のお支払いとは異なりますのでご承知ください。





(ファイナンシャルプランナーからひとこと)



1級ファイナンシャルプランニング技能士 山田 圭子先生(県庁生協ライフプラン相談先生)

団体だからできる安い掛け金が魅力です。若い世代も、子育て世代も、手軽に万が一に備えることのできる保険を検討しましょう。

たくさんの加入者が、不幸にあった生協組合員の仲間のご遺族を支えます。 千葉県庁生協組合員とその配偶者・こどもが加入することができる保険です。

生協グループ保険の特長

Point 1

在職中の保険金額は、本人は4,000万円~300万円、 配偶者は3,000万円~300万円の範囲で選択できます。

Point 2

▋1年更新のため、毎年簡単な手続きで必要な保障額の増減が可能です。

Point 3

医師による診査はありません。(告知のみ)

Point 4

保険金は、年金形式で分割して受け取ることもできます。

※ 年金形式で受け取る場合は、最長25年まで選択ができます。※ こどもの死亡・高度障害保険金の受取りは、一時金のみのお取扱いです。

5 退職後は70歳まで継続できます。

しくみ図



本人・配偶者は70歳6ヵ月まで継続して加入することができます。また、満了となる1年前に、85歳まで継続できる「非更新型定期保険」のご案内をご自宅にお送りします。

■契約者配当金について

- *1 配当金還元率とは、年間保険料に対する契約者配当金の還付割合をいいます。配当金は、引受保険会社のお支払時期の前年度決算および引受保険金額によって決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。そのため、記載の平均配当金還元率は将来のお支払いをお約束するものではありません。なお、配当金は、毎年の収支状況によってお支払いできない場合もあります。 平均配当金還元率は、小数点第2位以下を切り捨てしています。
- *2 実質負担額(月額)は次の計算方式により算出しています。実質負担額(月額)=月額保険料×(100-33.7)% ※実質負担額(月額)は小数点第一位以下を切り上げて表示しています。

ご加入のお取扱い 重要

1加入資格

- (1)本人・配偶者・・・千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者*およびその配偶者で、令和 5 年 10 月1日現在、年齢14歳6ヵ月を超えて60歳6ヵ月までの方とします。(昭和38年4月2日~平成21年4月1日生まれの方)
 - 年齢60歳6ヵ月まで新規加入・増額をすることができます。
- (2) こども・・・・・千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者*の扶養しているこども (健康保険法に定める子に関する規定を 準用します。)で、令和 5 年 10 月 1 日現在、年齢 2 歳 6 ヵ月を超えて 22 歳 6 ヵ月までのこどもに限ります。(平成 13 年 4月2日~令和 3 年 4 月 1 日生まれのこども)
 - こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもはもれなく加入させてください。
 - (注)健康保険法に規定するこどもの範囲とは、つぎのいずれかに該当するこどもをいいます。
 - 1. 組合員のこどもで、主としてその組合員により生計を維持している者。
 - 2.組合員の配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ)のこどもで、組合員と同一の世帯に属し、主として組合員により生計を維持している者(組合員の配偶者が既に死亡しているときも含む)。
- *千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めの方です。
- ※配偶者・こどものみの加入はできません。必ず組合員本人とともに加入してください。なお、配偶者・こどもは、組合員本人の保険金額と同じかそれ以下でご加入ください。
- ※組合員本人が脱退(組合を脱会、死亡・高度障害を含む)したときは、配偶者・こどもも同時に脱退となります。
- ※加入資格を失われた場合(組合員本人が組合員資格を失ったとき、配偶者が配偶者資格を失ったとき、こどもが結婚などで扶養から外れたときなど)、 その事由の生じた月の末日で脱退となります。必ず千葉県庁生活協同組合に申出ていただき、脱退手続きをしてください。保険事故が発生した時に 加入資格を失っている場合には、たとえ保険料のお払込みがあったとしても、保険金をお支払いできない場合があります。

2保険金額

ご希望の保険金額をお選びください。

死亡·高度障害保険金のお支払いにつきましては、37ページの「保険金のお支払いについて」をご覧ください。



100лн 300лн 400лн 500лн 600лн 800лн 1,000лн 1,500лн 2,000лн 2,500лн 3,000лн 3,500лн 4,000лн

在職中(再任用含む)は300万円~4.000万円の範囲となります。

在職中は12ランクから、 退職後は7ランクから お選びください。

現在、保険金額900万円・1,100万円・1,300万円・1,400万円・1,600万円・1,800万円のいずれかにご加入されている場合、令和5年10月1日以降も同額で継続することが可能です。ただし、保険金額を変更する場合は、左記のランクからお選びくださ

退職後は100万円~1,000万円の範囲となります。

※退職後は保険金額の増額はできません。

死亡・高度障害保険金 100万円 300万円 400万円 500万円 600万円 800万円 1,000万円 1,500万円 2,000万円 2,500万円 3,000万円 組合員本人が在職中(再任用含む)は300万円~3,000万円の範囲となります。

組合員本人が在職中は 10ランクから、 退職後は4ランクから お選びください。

現在、保険金額700万円にご加入されている場合、令和5年10月1日以降も同額で継続することが可能です。ただし、保険金額を変更する場合は、左記のランクからお選びください。

※退職後は保険金額の増額はできません。

退職後は100万円~500万円の範囲となります。

死亡·高度障害保険金

3ランクからお選びください。

こども

200万円 300万円 400万円 年齢22歳6ヵ月まで 加入できます。

令和4年10月1日時点で年齢21歳6ヵ月を超えたこどもは、 令和5年9月30日をもって保障が終了します。

※令和5年9月30日で保障が終了となるお子さまには、「継続保障プラン(非更新型定期保険)」へのコース変更の ご案内を別途させていただきます。

※保険金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、別冊「重要事項説明書」を必ずお読みください。

3 告知について

・新規加入または増額を申し込まれる方は、いずれも加入(増額)に同意され、申込日(告知日)現在、〈ご本人〉の場合は、正常に就業している方 $*^1$ 、〈配偶者・こども〉の場合は、正常な日常生活を送っている方 $*^2$ に限ります。

下記の【告知事項】をご確認いただき、新規加入または増額を申し込まれる方ごとに、加入申込書兼告知書「告知欄」の該当項目に○をつける方法で告知してください。

【告知事項】

- ①申込日(告知日)から過去 1 年以内に下表の病気やけがで、手術を受けたことまたは継続して 14 日以上の入院をしたことがありますか
- ②申込日(告知日)から過去 6 ヵ月以内に、下表の病気やけがで初診から終診までの期間が 14 日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※「告知」については、別冊「重要事項説明書(注意喚起情報)」を必ずお読みのうえ、その意義や重要性をご確認ください。

*1〈ご本人〉の場合「正常に就業している方」

申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方
- (「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、 労働負荷の制限など)
- *2〈配偶者・こども〉の場合「正常な日常生活を送っている方」
 - 申込日(告知日)現在、医師による治療(指示・指導を含む)・投薬を受けていない方。
 - ただし、次については告知していただく必要がありません。
 - ・医師による処方ではない、市販の薬(かぜ薬、整腸剤など)の服用
 - ・アレルギー性鼻炎
 - ・水虫治療
 - ・歯科医での虫歯の治療
 - ・コンタクトレンズ購入のための処方箋作成を目的とした医師 の診察・検査

4 効力発生日(加入日)

· 令和 5 年 10 月 1 日

6 保険期間・保険料払込期間

・令和5年10月1日~令和6年9月30日までの1年間で、以後は毎年自動更新されます。

※すでにこの保険に加入されている方は、告知事項にかかわらず、現在の加入保険金額と同額まで継続加入(更新)できます。

6 契約者配当金

- ・1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお返しします。ただし、保険期間途中に脱退した場合には支払われませんのでご注意ください。
- ※配当金は、ご加入者指定の口座にお支払いいたしますので、事前の口座登録が必要です。

7 保険料の払込

・保険料は月払とし、毎月の給与から控除します。(第1回保険料は令和5年9月の給与から)

8留意事項

- 1. この保険から脱退されても、それに伴う払戻金などはありません。
- 2. 保険金額の変更は毎年10月1日のみのお取扱いです。特に退職予定者の場合、退職と同時(毎年10月1日以外)に保険金額の変更はできませんのでご注意ください。

9 その他のお取扱い

・35 \sim 36 ページの「その他のお取扱い」、37 ページの「ご加入に際して」、39 \sim 40 ページの「退職後のお取扱い」も必ずご覧ください。

_ 7 _

〈本人・配偶者・・・・概算保険料〉 ●加入者の年齢の上昇にともない、該当する年齢(年代)が変わった場合は、その年齢(年代)に対応 する保険料となります。

(令和5年2月現在、単位:円)

		保険年齢性別	15歳~ (昭63年4月2日~		36歳~ (昭58年4月2日~	~ 40歳 ~昭63年4月1日)		~ 45歳 ~昭58年4月1日)	46歳 (昭48年4月2日	~50歳 ~昭53年4月1日)	51歳~ (昭43年4月2日~			~ 60歳 ~昭43年4月1日)		~65歳 ~昭38年4月1日)	66歳~ (昭28年4月2日~	
		死亡·高度 障害保険金額	男性	女 性	男性	女 性	男性	女 性	男 性	女 性	男性	女 性	男性	女 性	男性	女 性	男性	女 性
		4,000万円	3,640	2,280	4,680	3,920	6,400	4,840	9,240	6,920	13,520	9,400	19,600	11,960	30,080	15,920		
		3,500万円	3,185	1,995	4,095	3,430	5,600	4,235	8,085	6,055	11,830	8,225	17,150	10,465	26,320	13,930		
 	5	3,000万円	2,730	1,710	3,510	2,940	4,800	3,630	6,930	5,190	10,140	7,050	14,700	8,970	22,560	11,940		
		2,500万円	2,275	1,425	2,925	2,450	4,000	3,025	5,775	4,325	8,450	5,875	12,250	7,475	18,800	9,950		
人		2,000万円	1,820	1,140	2,340	1,960	3,200	2,420	4,620	3,460	6,760	4,700	9,800	5,980	15,040	7,960		
		1,500万円	1,365	855	1,755	1,470	2,400	1,815	3,465	2,595	5,070	3,525	7,350	4,485	11,280	5,970		
	配	1,000万円	910	570	1,170	980	1,600	1,210	2,310	1,730	3,380	2,350	4,900	2,990	7,520	3,980	11,170	5,380
	偶	800万円	728	456	936	784	1,280	968	1,848	1,384	2,704	1,880	3,920	2,392	6,016	3,184	8,936	4,304
	者	600万円	546	342	702	588	960	726	1,386	1,038	2,028	1,410	2,940	1,794	4,512	2,388	6,702	3,228
		500万円	455	285	585	490	800	605	1,155	865	1,690	1,175	2,450	1,495	3,760	1,990	5,585	2,690
		400万円	364	228	468	392	640	484	924	692	1,352	940	1,960	1,196	3,008	1,592	4,468	2,152
		300万円	273	171	351	294	480	363	693	519	1,014	705	1,470	897	2,256	1,194	3,351	1,614
		100万円	91	57	117	98	160	121	231	173	338	235	490	299	752	398	1,117	538

100万円は退職者のみ選択できます。

〈こども・・・正規保険料〉

2	保険年齢 死亡·高度 障害保険金額	3歳~22歳 (平13年4月2日~令和3年4月1日) 男女共通
تع	400万円	280
も	300万円	210
	200万円	140

のご加入内容(更新内容)でご確認ください。保険金額を変更する場合は、 上記のランクからお選びください。

本人・配偶者で、現在、保険金額700万円・900万円・1,100万円・1,300万円・ 1,400万円・1,600万円・1,800万円のいずれかにご加入されている場合、令和5年10月1日以降も同額で継続することが可能です。配付されている現在

のは切り捨てます。

※退職後…………本人は保険金額1,000万円~100万円、配偶者 は保険金額500万円~100万円の範囲で選択できます。退職後は保険金額の増額はできません。

※配偶者およびこどもは、組合員本人の保険金額と同じかそれ以下でご加

※福祉団体定期保険における保険年齢とは、効力発生日(加入日)における 加入者の年齢のことをいいます。加入者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月を超えるものは切り上げて1年とし、6ヵ月以下のも

※在職中(再任用含む)…本人は保険金額4,000万円~300万円、配偶者 は保険金額3,000万円~300万円の範囲で選択できます。組合員1人あたりの保険金額は通算4,000万円限度です。

入ください。

※記載の保険料は総保険金額500億円以上1,000億円未満の保険料率に もとづいて算出した概算保険料です。申込締切後にあらためて正規保険料を算出し、第1回保険料より適用します。なお、こどもの保険料は正規保険料です。

団体総合医療保険

商品内容のご説明

【各年度の配当実績】

令和2年度

令和3年度

(保険期間) 令和2年度

令和3年度

配当還元率

約19.0%

約15.9%

令和2年10月1日~令和3年9月30日

令和3年10月1日~令和4年9月30日 ※上記は過去2年間の配当実績に基

づくものであり、将来のお受取りを お約束するものではありません。

※保険期間の中途で脱退され、保障 終了となられた方は配当金をお受 取りになれませんのでご注意くだ

※配当還元率とは年間払込保険料に対

する配当金の割合を示しています。

配当金

ココがポイント!

入院1日目から入院給付金が受取れます!

※1泊2日以上の継続入院の場合です。

手術・放射線治療給付金が受取れます!

日帰り手術等でも給付金が受取れます。

※お支払事由によって、給付限度回数が異なります。

公的医療保険制度または先進医療の対象となる 手術等を保障します!

※一部対象外の手術があります。

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取 りになれます!

※保険期間の中途で脱退され、保障終了となられた方は配当金をお受取りになれませんのでご注意ください。

給付の対象となる手術等かどうかを加入者自身で簡単に確認できます!

公的医療保険制度に連動しているため、医療機関で交付される領収証等によって簡単に確認できます。

団体総合医療 保険ご案内 ムービー

以下を携帯電話・ スマートフォン等で 読込み、アクセスし てください。(通信 料がかかります。)



- ①入院の有無および入院期間の確認 入院がある場合は入院期間が記載されます。
- ②給付金の有無についての確認

「手術」「放射線治療」欄に診療報酬点数が記 載されている場合、手術給付金・放射線治療給付金のご請求の対象となります。

- ※労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に 手術料の記載がない場合(健康保険の対象外) であっても、医科診療報酬点数表によって手術料 の算定対象として列挙されている手術を受けられ ている場合は、手術給付金のご請求の対象となり
- ます。 ※「放射線治療」については、当社所定の「入院・ 手術・3大疾病等診断書(証明書)」のご提出が
- ※手術料の記載がない場合であっても、「入院料等」 の欄に算定される一部の手術については、手術 給付金のご請求の対象となる場合があります。 ※一部対象外の手術があります。

《領収証イメージ》



意向確認書

ご自身のニーズ (ご意向) に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により 一定期間継続して加入いただくことができます。

●ケガや病気等による入院・手術等の保障

当パンフレット(「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているか ご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
 - ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズ に合致していますか。

別添の「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきた い事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「重要事項説明書(正しく告知いただくために)」には、ご加入・増額の お申込みの際に必要となる被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレット・「重要事項 説明書(ご加入のみなさまへ)」とあわせてご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレット(「重要事項説明書(契約概 要・注意喚起情報)| 等を含みます。) をお読みいただいた後も大切に保管してください。

1級ファイナンシャルプランニング技能士

山田 圭子先生(県庁生協ライフプラン相談先生)

誰にでも起こりうる、入院・手術等にしっかり備えておきましょう。 入院した場合、治療のための費用の他に、差額ベッド代・食事代・病院までの交通費等、様々な費用がかかります。また、団体総合医療保 険では公的医療保険制度の対象となる手術等が保障されますので、今後の医療の進歩にも対応でき、安心です。

🚺 主な保障内容

保険期間中に以下のお支払事由に該当されたときにお支払いします。

				お支	払例
給付の名称	お支払事由の概要	お支払額	お支払限度※1	入院給付金日額 3,000円の場合	入院給付金日額 5,000円の場合
入院給付金	ケガや病気等により 1泊2日以上 継続 して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院※2] 62日 [通算] 1,095日	お支払事由に該当する 入院を19日したとき 57,000円 ※3,000円×19日	お支払事由に該当する 入院を19日したとき 95,000円 ※5,000円×19日
入院療養 給付金	入院給付金をお支払いする入院 を されたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回※3	1回につき 15,000円	1回につき 25,000円
手術給付金 (20倍)※4	1泊2日以上継続した入院中に、公 的医療保険制度の対象となる手 術または先進医療に該当する手術 等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	_	1回につき 60,000円	1回につき 100,000円
手術給付金 (5倍)※4	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 ×5	通算30回	1回につき 15,000円	1回につき 25,000円
放射線治療給付金	公的医療保険制度の対象となる放射 線治療または先進医療に該当する放 射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)	1回につき 30,000円	1回につき 50,000円

- 給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日(*)以後に生じることが必要となります。
- 骨髄幹細胞の採取のための入院・手術の保障は、総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年経過後の入院・手術 にかぎります。
- (*) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。
- ※1 お支払限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。
- ※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。
- ※3 すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日か らその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払いの対象となります。
- ※ 4 公的医療保険制度の対象手術でも、一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。
 - <対象外の手術の例>…「創傷処理」「皮膚切開術」等
 - また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。 この場合、手術給付金(20倍)をお支払いするときは、手術給付金(5倍)は支払われませんのでご注意ください。

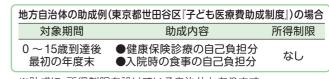
保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限 | や上表の注記(※1~※4)等の制限事項の詳細につい ては、【当パンフレット】「給付金のお支払事由」、「法令等の改正に伴う変更」、【重要事項説明書(注意喚起情報)】「給付金を お支払いしない主な場合」、ならびに【重要事項説明書(ご加入のみなさまへ)】を必ずご確認ください。

入院経験者(過去1年間)の 1日あたりの自己負担費用

治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族 の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。高額療養費制度を 利用した場合は利用後の金額



地方自治体の助成により、 医療費が軽減される場合があります。



※助成に、所得制限を設けている自治体もあります。 詳しくは管轄の自治体にご確認ください。 ※2021年12月現在

世田谷区ホームページ「子ども医療費助成制度」

-11-

2 保障額と保険料

【月払保険料表(概算)】

(保険料の単位:円)

対 象	入院給付金日額	3,000円	5,000円
家	保険年齢	男性・女性	男性・女性
	15歳~20歳 (平成15年4月2日生~平成21年4月1日生)	438	730
	21 歳~ 25 歳 (平成10年4月2日生~平成15年4月1日生)	636	1,060
	26歳~30歳 (平成5年4月2日生~平成10年4月1日生)	846	1,410
	31 歳~35歳(昭和63年4月2日生~平成5年4月1日生)	879	1,465
	36歳~40歳(昭和58年4月2日生~昭和63年4月1日生)	858	1,430
本人:	41 歳~ 45 歳 (昭和53年4月2日生~昭和58年4月1日生)	885	1,475
配偶者	46歳~50歳(昭和48年4月2日生~昭和53年4月1日生)	1,059	1,765
	51 歳~ 55 歳 (昭和43年4月2日生~昭和48年4月1日生)	1,371	2,285
	56歳~60歳(昭和38年4月2日生~昭和43年4月1日生)	1,842	3,070
	61 歳~ 65 歳 (昭和33年4月2日生~昭和38年4月1日生)	2,445	4,075
	66歳~69歳(昭和29年4月2日生~昭和33年4月1日生)	3,342	5,570
	70歳 (昭和28年4月2日生~昭和29年4月1日生)	3,918	6,530
こども	3歳~22歳 (平成13年4月2日生~令和3年4月1日生)	552	920

- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に加入者数等に基づき算出し、更新日(今回は令和5年10月1日)から適用します。追加募集の際に加入される場合は、保険料が確定している可能性があります。保険料は直近更新日時点の保険年齢でご確認のうえ、詳細は千葉県庁生活協同組合保険事業課までご照会ください。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の給付金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- ・在職者の保険料は毎月の給与から控除します。(第1回目は9月給与から)
- ・退職者の保険料は毎月所定の口座から振替えます。(第1回目は9月12日)
- ・当パンフレット(団体総合医療保険部分)における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢 ○○歳と記載しております。
- ※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例:19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

3 告知について

新規加入・増額の申込みをされる方それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および以下の質問事項を ご確認のうえ、告知ください。

本人 (主たる被保険者) が新規加入・増額の申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、「申込書兼告知書」の 『告知欄』 の 該当番号に〇印をご記入ください。

<質問事項>

- 1. 申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬(*1)を受けたことがありますか。
- 2. 申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり(*2)、医師の治療・投薬(*1)を受けたことはありますか。
- (*1)「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
 - (注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- (*2)「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。

4 効力発生日

効力発生日:令和5年10月1日

- ●当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日以外でも加入可能です。
- ●追加募集時に加入される場合は、毎月20日必着で表紙に記載の「申込書提出先」へ「申込書兼告知書」をご提出ください。 なお、引受保険会社が「申込書兼告知書」を受理した場合、効力発生日は、その3カ月後の1日となります。

5 加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本 人》 公的医療保険制度に加入している千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者(*)の方で 新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。 継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

《配偶者》 千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者(*)と生計を一にする配偶者の方で 新規加入・増額は、年齢満18歳以上60歳6カ月以下の方。

※民法改正の経過措置により、令和4年4月1日時点で年齢満16歳以上の女性の方は、上記の年齢に満たない場合でも加入いただけます。

継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

《こども》 千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者(*)と生計を一にするこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

ただし、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員ご加入ください。この場合、保障額は同一となります。

(*) 千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めの方です。

くご注意>

- (1)一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で 継続加入できます。
- (2)本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。 (同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできませんのでご注意ください。)
- (3)配偶者・こどものみで加入することはできません。
- (4)配偶者は本人と同額もしくはそれ以下、こどもは本人(配偶者が加入している場合は配偶者)と同額もしくは それ以下の保障額でお申込みください。
- (5)保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者・こどもも脱退となります。
- (6)本人が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、 所定の条件のもと手続きいただいた場合、39~40ページに記載のとおり継続加入いただくことができます。

6 保険期間

・保険期間は効力発生日~令和6年9月30日までです。 以降は毎年10月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- ・本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 更新日時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える 方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- ・配偶者・こどもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、こどもは次の①または③に定める日にこの 保険契約から脱退となります。
- ①本人の脱退日・死亡日
- ②加入資格を失われた日
- ③更新日にこどもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日です。
- (例えば、3月15日に脱退された場合、3月分保険料を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

(8 配当金

• 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質 負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。 保険期間の中途で脱退され、保障終了となられた方は配当金をお受取りになれませんのでご注意ください。

9 制度内容の変更

• 千葉県庁生活協同組合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。 また、これに伴い、保険 料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

法令等の改正に伴う変更

・この保険契約のお支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下、「お支払事由等」といいます。)にかかわる法令等 の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約のお支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会 社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約のお支払事由等を変更することがあります。

ご相談窓口等

ご照会・苦情につきましては、裏表紙の団体窓口までお問合せください。 (なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく裏表紙の日本生命窓口までご連絡ください。)

(12) その他のお取扱い

• 35 ~ 36 ページの 「その他のお取扱い」、38 ページの 「給付金のお支払事由について」、39 ~ 40 ページの 「退職後のお取 扱い」もご覧ください。

<「障がい」の表記>

当パンフレット(11~16ページの団体総合医療保険部分)では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、 規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

団体総合医療保険Q&A

※お支払いに関する詳細は「重要事項説明書(ご加入のみなさまへ)」をご覧ください。

団体総合医療保険とはどのような保険ですか?

公的医療保険制度に加入しているご本人さまと生計を一にする配偶者さまおよびお子 さまを対象とする医療保障保険です。被保険者(本人・配偶者・こども)が保険期間中に 不慮の事故による傷害または発病した疾病または骨髄幹細胞の採取術により、1泊2日 以上の継続入院をされたときや公的医療保険制度(*1)・先進医療(*2)の対象となる 手術・放射線治療を受けられたときに、入院給付金や手術給付金・放射線治療給付金をお支 払いする保険です。

入院や手術に伴う諸々の出費をカバーするための保険といえます。

| 保険期間はいつまでですか?

今回は令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年で、1年ごとに更新されます。 そのまま加入される場合には、自動継続されますのでお手続きの必要はありません。 原則として、加入資格を満たすかぎり、本人、配偶者は更新日時点で年齢70歳6カ月まで 継続して加入できます。

▶ どのような場合に給付金が支払われるのですか?

責任開始日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病または骨髄幹 細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院された場合、所定の入院給付金をお支払 いします。また、公的医療保険制度(*1)・先進医療(*2)の対象となる手術や放射線治療 を受けられた場合、手術給付金·放射線治療給付金をお支払いします。

□ 4 入院したら入院給付金はいくら支払われますか?

Δ4

お支払額は入院給付金日額×入院日数です。

なお、1回の入院につき62日分、通算1,095日分が限度です。 ※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

配当金とは?

ご加入者から払込みいただいた1年間の保険料合計と支払給付金額を、1年ごとに収 支計算し、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。

加入された方の保険料に応じ還元します。保険期間の中途で脱退され、保障終了となら れた方は配当金をお受取りになれませんのでご注意ください。

- (*1)「創傷処理」「皮膚切開術」等一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。 (*2)対象となる先進医療は、厚生労働大臣が定めるものにかぎります。また、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院 または診療所において行われるものにかぎります。

入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉

1級ファイナンシャルプランニング技能士

山田 圭子先生(県庁生協ライフプラン相談先生)

ンシャルプランナーからひとこと

多くの方が長生きする時代。健康への不安は一生続きます。入院に備えた医療保険は 一牛涯型が今のスタンダードです。

ただけます。入院給付金日額10,000円は、下記金額の2倍の保障内容となります。ただし、無事故割

法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額にかかわらず、一律、記載の割合・金額となります。

日帰り入院: から保障

何度でも保障

何度でも保障

メディカル アシスタンス

終身払コース

入院給付金日額

5.000円の場合

5.000¤

死亡保険金はありません

付帯サービスをご利用 いただけます。 詳しくは24ページへ▶

この度、組合員のみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定し 「入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉」をご提案させていただきます。この保険は、「病気 (ガンを含む)やケガの保障 | を希望される方におすすめの保険です。

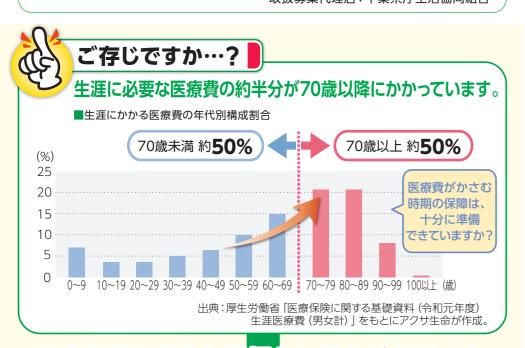
なお、「病気(ガンを含む)やケガの保障|以外の保障をご希望の場合や、その他ご不明の点が ございましたら、お問合せ先までご連絡ください。

【この保険をおすすめする理由】

千葉県庁生活協同組合は、これまでの医療保険の取扱い実績と付帯サービスの充実 などを理由とする方針により、アクサ生命保険株式会社の「入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉]をおすすめしております。

※その他、詳しくは千葉県庁生活協同組合のホームページにて、ご確認ください。

取扱募集代理店:千葉県庁生活協同組合



医療保障は老後も見据えた備えが必要です。

入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉は 充実の医療保障で病気やケガのリスクに 一生涯にわたって対応できます。

- 病気・ケガによる入院を一生涯保障! ガンによる入院は、何日でも保障!
- ●告知事項は3つのみ!ご家族のみのお申込みもできます!
- ●ご希望にあわせて保険料払込期間が選べます! 終身払コース、60歳払込コース、65歳払込コースからお選びいただけます。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ

手術給付特約/手術補完給付特約/先進医療給付特約(12) 生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型) 退院後療養給付特約

ガン ガン化学療法・緩和療養給付特約

入院保障保険(終身型 09)(60円型)<主契約>

ケガに

亡

ガン以

ガンに

死亡し

無事故

【手術給付

手術を

先進医

退院 ∪

(主契約の

生存して

ガンに

緩和の

●入院給付金日額5,000円・10,000円からお選びい

保障内容重要

主契約

主契約

保険料を割引

無事故割引特則

死

手

本契約

引特則、先進医療給付特約(12)およびガン化学療

外の**病気**により**入院**したとき

より入院したとき

より入院したとき

このようなときにお支払いします

判定期間(5年間)内に無事故に該当したとき

疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数

1入院60日限度、通算1,095日限度 災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数

お支払額

1入院60日限度、通算1,095日限度

1日につき

5.000円

1日につき

60歳払込コース、65歳払込コース

入院給付金日額

5.000円の場合

ガン入院給付金

入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限

手術給付金

手術給付金日額*4×40·20·10

手術補完給付金

手術補完給付金日額*4×5

先進医療一時金

退院後療養給付金

退院後療養給付金日額*4×5

通算10回限度

特約化学療法給付金

特約基本給付金額

月1回、通算60ヵ月限度

死亡保険金 入院給付金日額×10

> 主契約保険料の10%を割引 最大5回/50%割引

> > 1回につき

無事故割引特則は 付加できません

5万円

生

2.5万円

手術の種類に応じて、1回につき 手術の種類に応じて、1回につき 20.10.5万円 20.10.5万円

1回につき

手術給付特約

手術補完給付特約*2

先 進 医

先進医療給付特約(12)

生活習慣病入院給付

特約(09)(120日型・Ⅱ型)

退 院 後 療 養

手術補完 給付特約 手術ま

特約】

受けたとき

たは**放射線治療** 新生物

る手術(88種類)*3)

根治放射線照射)を受けたとき 付特約の手術給付金が支払われる場合を除きます。 ※手術給

療*5による療養を受けたとき

放射線治療は60日に1回限度 先進医療給付金

1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度

1回の療養につき

2.5万円

先進医療にかかる技術料と同額*6 1回の療養につき 15万円 1回の療養につき

5万円

先進医 療給付金が支払われる療養を受けたとき 特約を付加することで、 さらに充実させることができます。(任意付加)

生活習 なる生活習慣病】 【対象と

たとき

いるとき)

慣病により入院したとき

生活習慣病入院給付金 生活習慣病入院給付金日額*4

1日につき ×入院日数 1入院120日限度、通算1,095日限度

1日につき **5.000**円

5万円

5.000円

1回につき **25.000**_円 **25.000**_円

ガンの治療 ガン化学療法・緩和療養 給付特約

より化学療法(抗がん剤 ガンに 治療)を 受けたとき

よる疼痛などの

ために**緩和ケア**を受けたとき

特約緩和療養給付金 特約基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度

1回につき

1回につき

5万円

ガン化学療法・ 緩和療養給付特約は 付加できません

*1 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方

*3 対象となる手術(88種類)について詳しくは、

*4 手術給付金日額·手術補完給付金日額·生活 *5 お支払いの対象となる医療行為や医療機関

特約からのお支払いはありません。 *6 公的助成などにより自己負担額が発生しな ※先進医療給付特約(12)は、「ガン治療保険」に 約(12)」などが付加されている場合は、重複し 退院日が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。 には付加されません。 ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

入院給付金の支払われる入院をし、その退院時に

習慣病入院給付金日額・退院後療養給付金日額は、主契約の入院給付金日額と同額です。

の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、この

い場合など、先進医療にかかる技術料が[0]となる場合は、この特約からのお支払いはありません。 「ガン先進医療給付特約(12)」を付加して同時にお申込みをされる場合、および、現在ご契約されている保険に「先進医療給付特約(12)」「ガン先進医療給付特 て付加することはできません。

払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

月払保険料表(集団扱) 重要 入院給付金日額5,000円の場合

移身払コース 保険期間・保険料払込期間:終身(ガン化学療法・緩和療養給付特約は保険期間・保険料払込期間:10年(90歳まで自動更新。90歳時に、保険期間・保険料払込期間を終身として自動更新。))

●入院給付金日額10,000円の場合の保険料について

- ・基本契約は、下記の保険料から先進医療給付特約(12)の保険料(110円)を引いた金額を2倍にし、先進医療給付特約(12)の保険料(110円)を足してください。(先進医療給付特約(12)の保険料は、入院給付金日額5,000円・10,000円にかかわらず、全年齢男女一律110円です。)
- ・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・II型)および退院後療養給付特約の保険料は、2倍にしてください。
- ・ガン化学療法・緩和療養給付特約は、入院給付金日額5,000円・10,000円にかかわらず、一律記載の金額です。

(令和5年2月現在、単位:円)

	(令和5年2月現在												社、 毕	1五:円)							
契					特	約	特	約	特		契					特	約	特	約	特	
約	基本	/ 無事故 \ 割引回数	基本	/ 無事故 \ 割引回数	生活習入院 特約(習慣病給付	退院名	公		化学	約	基本	/ 無事故 \ 割引回数	基本	/ 無事故 \ 割引回数 5回	生活配入院	習慣病給 付	退院後	4 存美	ガン	化学
契約年齢	契約	│ 5回 <i>│</i> 到達後 /	契約	│ 5回 <i>│</i> │ 到達後 /	特約((120日	(09)	退院征給 付	特約	療法・統養給作	版化原 対特約	契約年齢	契約	│ 5回 / 到達後 /	契約	│ 5回 <i> </i> │ 到達後 <i> </i>	入院 特約(120日	(09)	給付	特約	療法·網 養給作	
(歳)		性	女	性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	(歳)	男	性	女	性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	1,275	(828)	1,310	(850)	_	_	190	195	_	-	36		(1,783)	2,545	(1,775)	795	625	355	350	400	750
1	1,270	(828)	1,305	(850)	_	_	190	200	_	_	37	2,710	(1,818)	2,595	(1,810)	840	650	365	355	435	815
2	1,270	(833)	1,300	(848)	_	_	190	200	_	_	38	2,785	(1,865)	2,645	(1,843)	880	685	375	360	475	875
3	1,260	(828)	1,295	(848)	155	125	190	205	_	_	39	2,855	(1,908)	2,705	(1,883)	930	720	385	365	515	940
4	1,260	(830)	1,300	(853)	165	135	195	210	_	_	40	2,930	(1,953)	2,760	(1,918)	975	755	400	370	565	995
5	1,265	(835)	1,315	(865)	170	140	195	210	110	110	41	3,010	(2,003)	2,830	(1,965)	1,035	795	405	375	615	1,055
6	1,275	(845)	1,330	(875)	175	145	200	215	110	110	42	3,100	(2,060)	2,885	(2,000)	1,085	835	420	385	670	1,105
7	1,290	(855)	1,355	(893)	185	155	200	215	110	115	43	3,180	(2,110)	2,955	(2,045)	1,150	870	435	390	735	1,165
8	1,310	(870)	1,380	(908)	190	160	200	220	115	115	44	3,265	(2,160)	3,035	(2,098)	1,210	915	450	395	800	1,210
9	1,330	(883)	1,405	(925)	200	170	205	225	115	120	45	3,355	(2,215)	3,115	(2,150)	1,275	960	465	400	870	1,260
10	1,525	(1,070)	1,635	(1,148)	210	170	205	230	120	120	46	3,445	(2,270)	3,195	(2,203)	1,340	1,005	480	405	955	1,305
11	1,555	(1,090)	1,670	(1,173)	220	180	210	235	125	125	47	3,550	(2,338)	3,275	(2,253)	1,410	1,060	500	415	1,045	1,340
12	1,585	(1,110)	1,705	(1,195)	230	190	210	235	130	130	48	3,650	(2,400)	3,360	(2,305)	1,480	1,110	515	425	1,135	1,375
13	1,615	(1,130)	1,740	(1,220)	245	200	215	240	135	140	49	3,745	(2,455)	3,445	(2,360)	1,555	1,165	535	430	1,235	1,410
14	1,650	(1,155)	1,770	(1,240)	255	210	220	245	140	145	50	3,860	(2,528)	3,540	(2,423)	1,640	1,215	560	440	1,330	1,435
15	1,685	(1,178)	1,805	(1,265)	270	220	220	250	145	150	51	3,965	(2,593)	3,635	(2,483)	1,720	1,275	585	455	1,435	1,460
16	1,710	(1,193)	1,835	(1,285)	285	230	225	260	155	160	52	4,085	(2,668)	3,735	(2,545)	1,810	1,330	610	465	1,540	1,480
17	1,745	(1,215)	1,870	(1,310)	295	240	230	265	160	165	53	4,210	(2,745)	3,835	(2,610)	1,905	1,395	630	475	1,650	1,500
18	1,780	(1,238)	1,905	(1,335)	310	255	235	270	165	170	54	4,335	(2,820)	3,950	(2,683)	2,000	1,455	660	490	1,760	1,520
19	1,810	(1,258)	1,940	(1,358)	325	270	235	275	170	180	55	4,480	(2,910)	4,065	(2,758)	2,100	1,525	685	505	1,875	1,540
20	1,845	(1,280)	1,980	(1,385)	340	280	240	285	170	190	56	4,630	(3,003)	4,175	(2,828)	2,200	1,590	715	515	1,990	1,565
21	1,895	(1,315)	2,015	(1,413)	360	290	245	285	175	205	57	4,775	(3,090)	4,305	(2,910)	2,305	1,665	740	530	2,110	1,590
22	1,935	(1,340)	2,050	(1,435)	380	305	250	295	180	225	58	4,930	(3,185)	4,435	(2,993)	2,410	1,745	770	550	2,230	1,615
23	1,970	(1,363)	2,090	(1,465)	400	325	255	300	185	245	59	5,095	(3,288)	4,560	(3,070)	2,520	1,825	795	570	2,365	1,645
24		(1,388)	,	(1,488)	420	340	260	310	185	265	60	-,	(3,390)		(3,163)	2,640	1,915	825	585	2,500	1,665
25	-	(1,420)	,	(1,513)	440	360	270	315	190	285	61	1	(3,490)	1	(3,253)	2,760	2,005	850	605	2,645	1,695
		(1,450)			465	380	275	320	200						(3,353)					2,795	
		(1,478)	}		495	400	280	320	205						(3,455)					2,945	
		(1,508)		(1,580)	515	415	285	325	215						(3,555)					3,095	
		(1,535)			545	435	290	325	225						(3,665)					3,235	
		(1,565)		(1,623)	575 610	460	300	330 335	245 260						(3,770) (3,880)					3,370 3,505	
		(1,630)		(1,665)	640	485 510	315	335	285						(3,988)					3,620	
		(1,670)			680	530	325	340	305						(4,090)					3,705	
		(1,708)		(1,720)	720	560	335	345	335						(4,203)					3,755	
		(1,740)			755	590	345	350	365	695	70	7,130	(4,550)	0,443	(7,203)	4,000	3,133	1,090	,,,	رد ر,د	1,000
33	2,500	(1,740)	2,500	(1,/43)	755	250	545	220	505	093											

[※]契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

60歳払込コース 保険期間:終身・保険料払込期間:60歳 65歳払込コース 保険期間:終身・保険料払込期間:65歳

●入院給付金日額 10,000 円の場合の保険料について

- ・基本契約は、下記の保険料から先進医療給付特約 (12) の保険料を引いた金額を 2 倍にし、先進医療給付特約 (12) の保険料を足してください。(先進医療給付特約(12)の保険料は、入院給付金日額 5,000 円・10,000 円にかかわらず、記載の金額です。)
- ・生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)および退院後療養給付特約の保険料は、2倍にしてください。

														(令和5年		単位:円)
契				基本	契約				// >T777 IP -	特約				特		
契約年齢		C 04=11.	1			C E 45-11 \	1 7				約(09)(120			退院後療養		
齢		/先進医療給	込コース	/先進医療給\		65歳払込 (先進医療給)		/先進医療給\	60歳払		65歳払込		60歳払込		65歳払i	
(歳)	男性	(付特約(12)	女性	(九连区原和) (付特約(12)/	男性	付特約(12)	女性	(九连区原和) (付特約(12)/	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0	1,217	(117)	1,278	(118)	1,165	(115)	1,215	(115)	_	_	_	_	205	215	200	210
1	1,223	(118)	1,278	(118)	1,165	(115)	1,216	(116)	_	_	_	_	210	220	200	215
2	1,223	(118)	1,289	(119)	1,166	(116)	1,226	(116)	215	105	100		210	225	205	215
3	1,234 1,239	(119) (119)	1,304 1,315	(119) (120)	1,166 1,177	(116) (117)	1,227 1,242	(117) (117)	215 225	195 205	190 200	170 180	215 215	230 230	205 210	220 225
5	1,255	(110)	1,331	(120)	1,187	(117)	1,262	(117)	240	215	210	190	220	235	210	230
6	1,276	(121)	1,361	(121)	1,202	(117)	1,288	(118)	250	230	220	200	225	240	215	230
7	1,301	(121)	1,397	(122)	1,223	(118)	1,318	(118)	265	240	235	210	225	245	215	235
8	1,327	(122)	1,438	(123)	1,248	(118)	1,344	(119)	275	255	245	220	230	250	220	240
10	1,358 1,599	(123)	1,473	(123)	1,274	(119)	1,379	(119)	285 305	270	260	235	235	260	225	245
11	1,644	(124) (124)	1,764 1,815	(124) (125)	1,504 1,540	(119) (120)	1,655 1,701	(120) (121)	320	280 295	270 285	245 260	240 245	265 270	225 230	250 255
12	1,685	(125)	1,870	(125)	1,571	(121)	1,741	(121)	335	310	295	275	250	280	235	265
13	1,730	(125)	1,926	(126)	1,616	(121)	1,777	(122)	355	330	310	285	255	285	240	270
14	1,781	(126)	1,977	(127)	1,652	(122)	1,828	(123)	375	345	330	300	260	290	245	275
15	1,832	(127)	2,033	(128)	1,698	(123)	1,873	(123)	400	365	345	315	265	295	250	285
16	1,883 1,940	(128) (130)	2,094 2,156	(129) (131)	1,733 1,784	(123) (124)	1,929 1,980	(124) (125)	415 440	390 405	365 385	335	270	305 315	255 260	285 295
18	1,940	(131)	2,130	(131)	1,830	(124)	2,035	(125)	440	430	405	355 375	280 285	325	265	305
19	2,057	(131)	2,289	(134)	1,885	(125)	2,091	(126)	495	455	425	395	290	335	270	315
20	2,114	(134)	2,355	(135)	1,931	(126)	2,137	(127)	520	485	450	415	295	350	280	325
21	2,186	(136)	2,432	(137)	1,992	(127)	2,198	(128)	550	515	480	435	305	360	285	335
22	2,257	(137)	2,509	(139)	2,048	(128)	2,259	(129)	585	540	505	465	315	375	285	345
23	2,334 2,406	(139)	2,585	(140) (143)	2,105	(130)	2,321	(131)	620	575	530	490	325	390	295	355 365
25	2,406	(141) (143)	2,668 2,760	(145)	2,166 2,227	(131) (132)	2,392 2,463	(132) (133)	655 700	610 645	565 600	515 545	335 350	400 410	305 315	365 375
26	2,580	(145)	2,847	(147)	2,304	(134)	2,520	(135)	740	685	630	580	360	420	325	385
27	2,683	(148)	2,944	(149)	2,380	(135)	2,592	(137)	790	730	670	615	375	430	335	395
28	2,780	(150)	3,036	(151)	2,452	(137)	2,664	(139)	840	770	715	645	390	440	345	400
29	2,883	(153)	3,139	(154)	2,534	(139)	2,735	(140)	890	825	755	685	400	455	360	405
30	3,006 3,124	(156) (159)	3,243 3,361	(158) (161)	2,621 2,713	(141) (143)	2,813 2,895	(143) (145)	955 1,015	875 935	805 855	730 770	420	465 480	370 385	415 425
32	3,258	(163)	3,485	(165)	2,815	(145)	2,095	(145)	1,013	933	910	820	435 455	495	400	435
33	3,407	(167)	3,614	(169)	2,923	(148)	3,069	(149)	1,165	1,065	970	870	480	510	410	445
34	3,561	(171)	3,768	(173)	3,035	(150)	3,182	(152)	1,240	1,135	1,030	925	500	525	430	455
35	3,725	(175)	3,928	(178)	3,153	(153)	3,290	(155)	1,330	1,210	1,095	980	520	545	445	470
36	3,905	(180)	4,103	(183)	3,286	(156)	3,408	(158)	1,425	1,300	1,165	1,050	550	565	465	480
37 38	4,111 4,327	(186) (192)	4,304 4,525	(189) (195)	3,424 3,578	(159) (163)	3,546 3,695	(161) (165)	1,530 1,640	1,395 1,500	1,240 1,320	1,115	575 610	585 610	485 505	495 510
39	4,563	(198)	4,762	(202)	3,732	(167)	3,845	(170)	1,765	1,610	1,410	1,190 1,270	640	635	525	525
40	4,831	(206)	5,040	(210)	3,906	(171)	4,023	(173)	1,895	1,735	1,505	1,355	675	665	550	545
41	5,130	(215)	5,338	(218)	4,100	(175)	4,218	(178)	2,050	1,875	1,610	1,445	720	700	580	565
42	5,458	(223)	5,683	(228)	4,306	(181)	4,424	(184)	2,225	2,025	1,725	1,545	760	740	610	590
43	5,819	(234)	6,064	(239)	4,537	(187)	4,660	(190)	2,415	2,200	1,850	1,655	815 870	780	635	615 635
45	6,236 6,700	(246) (260)	6,491 6,980	(251) (265)	4,773 5,044	(193) (199)	4,906 5,188	(196) (203)	2,625 2,865	2,390 2,610	1,990 2,135	1,775 1,910	870 940	830 880	675 715	635 670
46	7,235	(275)	7,542	(282)	5,348	(208)	5,502	(212)	3,135	2,860	2,300	2,060	1,015	945	755	705
47	7,843	(293)	8,191	(301)	5,682	(217)	5,850	(220)	3,455	3,150	2,475	2,225	1,105	1,015	810	740
48	8,545	(315)	8,948	(323)	6,051	(226)	6,236	(231)	3,820	3,490	2,680	2,410	1,205	1,100	860	780
49	9,390	(340)	9,844	(349)	6,458	(238)	6,672	(242)	4,245	3,895	2,905	2,615	1,330	1,200	925	830
50	10,371 11,588	(371)	10,894 12,204	(379) (419)	6,920 7,454	(250) (264)	7,166 7,731	(256) (271)	4,750 5,380	4,365 4,940	3,155 3,445	2,845 3,110	1,480 1,660	1,325 1,475	995 1,080	885 950
52	13,115	(406)	13,843	(468)	8,062	(282)	8,378	(288)	6,165	5,660	3,780	3,410	1,885	1,660	1,175	1,020
53	15,081	(516)	15,956	(531)	8,777	(302)	9,144	(309)	7,175	6,585	4,165	3,755	2,180	1,905	1,285	1,105
54	17,713	(598)	18,760	(615)	9,626	(326)	10,034	(334)	8,500	7,815	4,620	4,165	2,565	2,230	1,410	1,210
55	21,362	(712)	22,673	(733)	10,604	(354)	11,083	(363)	10,340	9,535	5,140	4,650	3,100	2,685	1,555	1,330
56	_	_	_	_	11,839	(389)	12,384	(399)	_	_	5,780	5,255	_	_	1,740	1,480
57 58	_	_	_	_ _	13,358	(433)	14,015	(445) (505)	_	_	6,575 7,585	6,005		_ _	1,965	1,670 1,915
59	_	_	_	_	15,310 17,891	(490) (566)	16,115 18,904	(505) (584)	_	_	8,930	6,970 8,260	_	_	2,245 2,615	2,240
60	_	_	_	_	21,458	(673)	22,780	(695)		_	10,785	10,045	_	_	3,125	2,690
											,	.,				, •

[※]基本契約の保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって、契約年齢0歳から9歳までの基本契約の保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)

[※]終身払コースのガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性がガン化学療法・緩和療養給付特約(保険料245円)を付加された場合、40歳で更新される際のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険料は、565円となります。なお、この更新後の保険料は令和5年2月現在の保険料率で計算しております。)

ご契約のお取扱い 重要

1 ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ●ご契約日:令和5年10月1日
- ●保障が始まる日(責任開始期):【在職組合員】第1回保険料を給与から控除した日(令和5年9月21日)

: 【退職組合員】第1回保険料が口座から振り替えられた日(令和5年9月12日)

- ・このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日 (口座から振り替えられた日)より保険契約上の責任(保障)が開始されます。(「保険料の払込」参照)
- ※保険料は原則として毎月給与(口座振替)からお払込みいただきます。
- ※第1回保険料の口座振替ができなかった場合、保障は開始されません。

2 お申込み資格

●千葉県庁生活協同組合の組合員、および組合員と同居または生計を一にする家族(配偶者・こども・父母)で、ご契約日における満年齢が下記の方と します。

終身払コース:0歳から満70歳までの方 60歳払込コース:0歳から満55歳までの方 65歳払込コース:0歳から満60歳までの方 ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

3 取 扱 範 囲

- ●「入院給付金日額 5,000 円」「入院給付金日額 10,000 円」からお選びください。
- ※手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。
- ※契約年齢 14 歳以下の方は「入院給付金日額 10,000円」のご契約はできません。
- ※アクサ牛命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。

4 特 約 の 付 加

●終身払コース

生活習慣病入院給付特約(09)(120日型・Ⅱ型)、退院後療養給付特約、ガン化学療法・緩和療養給付特約をそれぞれ任意で付加できます。

※生活習慣病入院給付特約(09)(120 日型・II型)は契約年齢2歳以下の方、ガン化学療法・緩和療養給付特約は契約年齢4歳以下の方は付加できません。 ●60 歳払込コース・65 歳払込コース

生活習慣病入院給付特約(09)⟨120日型・Ⅱ型⟩、退院後療養給付特約をそれぞれ任意で付加できます。

※生活習慣病入院給付特約(09)(120 日型·I型)は契約年齢2歳以下の方は付加できません。

(5) 告知について

- ●ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか 該当する方を必ず○で囲んでいただきます。
 - ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか
 - イ. 申込日より過去 1 年以内に病気で、継続して 10 日以上の入院をしたことがありますか
 - ウ. 申込日現在、妊娠していますか

〈以下の告知については、「終身払コース」のガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ〉

エ. 今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや 入院をしたことがありますか

または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか ※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

- ※「継続して10日以上の入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一 病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
- ※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金 などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断 した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。
- ※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として責任開始期以後にお支払事 由に該当した場合に限ります。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因と して入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病さ れた疾病などを直接の原因として入院・手術などされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについ ては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

6 保険期間および保険料払込期間

●終身払コース

保険期間および保険料払込期間は終身です。ただし、ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間および保険料払込期間は10年です。

- ※ガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約は 自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
- ※更新後のガン化学療法・緩和療養給付特約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮して ガン化学療法・緩和療養給付特約を更新します。
- ※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてガン化学療法・緩和療養給付特約は自動的に更新されます。
- ※給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。
- ●60歳払込コース

保険期間は終身、保険料払込期間は60歳です。

●65歳払込コース

保険期間は終身、保険料払込期間は65歳です。

7保険料の払込

●保険料は、集団扱月払とします。

【在職組合員】毎月の給与(21日)から控除します。(第1回保険料は令和5年9月21日の給与から控除します。) 【退職組合員】ご指定いただいた金融機関口座から毎月12日に振り替えます。(第1回保険料は令和5年9月12日に口座から振り替えます。) ※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

8 代理請求特約について

- ●ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の保険金などの受取人が保険金などを請求できない所定の事情があるとき に、保険金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、保険金などを請求することができます。
- ①死亡保険金の受取人
- ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)
- ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合)

※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

9 その他のお取扱い

●35~36ページの「その他のお取扱い」、39~40ページの「退職後のお取扱い」も必ずご覧ください。

アクサ生命の デジタル約款の ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。

- ①アクサ生命のホームページ (www.axa.co.jp/) ヘアクセスし、「デジタル約款」を選択。
- ②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索または すでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※「デジタル約款」はご契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
- ※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。

終身 払 コース:手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)

無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60円型)

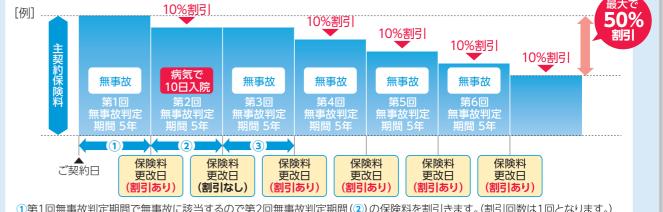
60歳払込コース:手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)付入院保障保険(終身型 09)(60円型) 65 歳払込コース:手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

無事故割引特則について(終身払コース)

5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、以後の主契約の保険料を10%ずつ割引きます。 主契約の保険料が最大で50%割引となります。

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- ●主契約の災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算5日未満の場合。
- ●主契約の疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が
- ※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた 日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受 けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。



- ①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(2)の保険料を割引きます。(割引回数は1回となります。)
- ②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の 保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のままです。)以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引きます。

入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉は

以下の告知項目がすべて「いいえ」であれば、お申込みいただけます。

- ア.申込日現在、病気やけがで入院、または入院か手術をすすめられていますか
- イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上の入院をしたことがありますか
- ウ. 申込日現在、妊娠していますか

〈以下の告知については、「終身払コース」のガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みをされる方のみ〉

エ.今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・ 治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか

または、過去2年以内に上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや 入院をしたことがありますか

※「はい」に該当する場合は、ガン化学療法・緩和療養給付特約のお申込みはお引受けできません。

※告知については、21ページの「ご契約のお取扱い」の「告知について」も必ずお読みください。

⚠ ご注意

給付金などのお支払いについて

給付金などのお支払いは、責任開始期*1以後に発生した所定の不慮の事故または発病*2された疾病を直接の原因と して責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限ります。

ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の 原因として入院・手術などをされた場合は、給付金などのお支払いの対象となりません。

ただし、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院・手術など されたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期 以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。

- *1 責任開始期とは、ご契約上の保障(責任)が開始される時期をいいます。
- *2 発病とは、具体的に以下のような場合をいいます。

①その入院・手術などの治療の原因となった疾病(これと医学上重要な関係があるとアクサ生命が認めた疾病を含む)の治療を受けていたとき ②その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連のある異常(要精密検査・要観察なども含む)を診察・検査など(健康診断・人間ドック も含む)で指摘されていたとき

③その入院・手術などの治療の原因となった疾病と関連ある症状や徴候などの存在が客観的に認められたとき

告知前または告知時からガン化学療法・緩和療養給付特約の責任開始期前に所定のガンと診断確定されていた場合 には、この特約は無効となり、給付金はお支払いできません。

お支払いできる場合

ご契約の責任開始期以後に 発病した「椎間板ヘルニア」に より入院した場合

入院 発病 責任開始期

責任開始期以後の発病による 入院のため

お支払いします。

ご契約の責任開始期前に発病 した「椎間板ヘルニア」により 責任開始期から2年を経過 して入院を開始された場合

責任開始期から2年 発病

責任開始期から2年を経過して 開始した入院のため

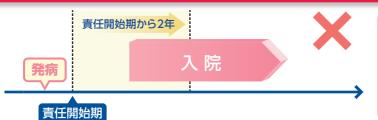
お支払いします。

責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病などを直接の原因として入院したときでも、責任開始期からその日を含めて 2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。ただし、告知などによっては 給付金などをお支払いできない場合があります。

ご注意

お支払いできない場合

ご契約の責任開始期前に 発病した「椎間板ヘルニア」 により責任開始期から2年 以内に入院を開始された 場合



責任開始期前より治療を受けて いた入院のため、

お支払い できません。

※上記は、給付金などのお支払いについてご説明するために代表的な事例をあげたものです。 お客さまご自身のご契約のお取扱いに関しては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

責任開始期



- アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内

でご利用いただけます。 ※郵送検査キットによる血液検査サービスについては 優待価格でのご提供となります

入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉 ガン治療保障 対象 ※県庁生協の以下の医療保険に現在ご契約している方もご利用いただけます! 保険商品

80歲型、終身I型、終身I型、終身型、入院保障保険(終身型)、入院保障保険(終身型 09)、新医療保険

病気の予防や早期発見から、病気になったときのサポート、治療後の回復や心のケアに至るまで、お客さまを支えつづけます。 ●「アクサメディカルアシスタンスサービス」の内容など、詳しくはアクサ生命ホームページ (www.axa.co.jp/customer/service/ameasa/)をご覧ください。

24時間365日、PCやスマートフォンから文章や写真で相談できる、 オンライン健康相談サービス



オンライン健康相談(Doctors Me)

歯の健康

栄養バランス

ペットのこと

医師、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師。 各分野に精通した専門家がお応えします。 匿名で相談できるので聞きづらいこともお気軽に!

セカンドオピニオンのご提供などで 最適な治療の選択をサポート



セカンドオピニオンサービス

総合相談医(経験豊かな専門医)による セカンドオピニオン

▼総合相談医の判断により▼

無料で紹介状を作成し 優秀専門臨床医を紹介 24時間365日、医師・保健師・看護師などのスタッフに 健康・医療・育児・メンタルヘルスなどの相談ができる、電話サービス



24時間電話健康相談サービス

メンタルヘルス

夜間・休日の医療機関情報

専門窓口別医療機関情報

優秀糖尿病臨床医の紹介などで 糖尿病の早期発見・早期治療・重症化防止をサポート

健康•医療



糖尿病サポートサービス

糖尿病の相談サービス

▼必要に応じて

優秀糖尿病臨床医紹介サービス

糖尿病の専門医療機関案内サービス

例えば、脳梗塞にかかりリハビリテーションや介護が必要になったら…ご本人やご家族の不安・疑問にお応えします



介護・リハビリサポートサービス

介護・リハビリサポート ハンドブックのご提供

介護電話相談サービス

リハビリ病院・介護施設 情報提供サービス

なったような気がする・・・

最近もの忘れが多く

病院で検査するほどでも ないと思うのだが・・・

あたまの健康チェック®

認知機能の変化に早めに気づいて対応するための簡易なチェックツール。 ご自身の認知機能の状態を約10分で確認することができます!

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キット

郵送検査キットによる血液検査サービス

優待価格

糖尿病検査キット

生活習慣病+糖尿病検査キット

ピロリ菌検査キット

自宅で手軽にできる郵送方式の検査キットで、糖尿病や生活習慣病、ピロリ菌感染などの検査ができます。

■ ご利用になれる方はサービスにより異なります。

サービス	ご利用にな	nる方		
オンライン健康相談(Doctors Me)	対象保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族
24時間電話健康相談サービス	対象保険商品の		被保険者さま	同居のご家族
セカンドオピニオンサービス	社会/2 吟菜 2 の		並得除老さま	
糖尿病サポートサービス	対象保険商品の		被保険者さま	
介護・リハビリサポートサービス	対象保険商品の		被保険者さま	ご家族*
月長・9ハこり9州 1・9 こへ	対象体拠向品の	*「あたまの健康チ	ェック®」は被保険者で	さまと同居のご家族
郵送検査キットによる血液検査サービス	アクサ生命の個人保険商品の	ご契約者さま	被保険者さま	ご家族

- ※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。
- ※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。
- ※各サービスをご利用の際には諸条件があります。 ※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。 ※あたまの健康チェック®のライセンスは株式会社ミレニアに帰属します。

歳以

は

合付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型))

この度、組合員のみなさまの福利厚生制度の一環として、みなさまのご意向を推定し 「ガン治療保険」をご提案させていただきます。この保険は、「ガンの保障」を希望される 方におすすめの保険です。

なお、「ガンの保障」以外の保障をご希望の場合や、その他ご不明の点がございましたら、 お問合せ先までご連絡ください。

【この保険をおすすめする理由】

千葉県庁生活協同組合は、これまでのガン保険の取扱い実績と付帯サービスの充実 などを理由とする方針により、アクサ生命保険株式会社の「ガン治療保険」をおすすめ しております。

※その他、詳しくは千葉県庁生活協同組合のホームページにて、ご確認ください。

取扱募集代理店:千葉県庁生活協同組合

「早く退院して、通院で継続治療」 というスタイルが増えてきています。

がんによる入院日数は著しく 短期化している一方で、入院し なくても受けられるがん治療が 増加しています。

退院患者の平均在院日数

(抗がん剤治療) 手

■通院(外来)による化学療法の実施件数*2

外来化学療法を推進。

身体へのダメージが

小さい術式(鏡視下

手術など)が普及。





- *1 出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」
- *2 出典:厚生労働省「社会医療診療行為別統計(2002年~2020年)」 ※診療報酬における外来化学療法加算の算定回数(各年の6月に審査された1ヵ月分の件数)

変化するガン治療のカタチに対応した 千葉県庁生協のガン治療保険。 さまざまなガン治療をしっかり保障します。

- ●ガンの主な治療方法、「手術」「放射線治療」「化学療法 (抗がん剤治療) |を保障! 「手術」・「放射線治療」は上皮内ガンも保障します。
- ●ガンによる疼痛などの緩和を目的とした「緩和ケア(緩和 療養)」を保障!
- ●待ち期間がなく、ご契約時からすぐに保障が始まります。

※待ち期間とはご契約日(責任開始期)以後であっても保障されない期間をいいます。

以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

ガン

ガン治療保険(無解約払いもどし金型)<主契約> 上皮内新生物治療給付特約/ガン先進医療給付特約(12)

ンシャルプランナーからひとこと ファイナ



1級ファイナンシャルプランニング技能士 山田 圭子先生(県庁生協ライフプラン相談先生)

日々進化するがん治療。その治療に対応できるガン保険は、日本人の多くがかかる ガンへの備えとして効果的です。



付帯サービスをご利用 いただけます。 詳しくは24ページへ▶

保障内容 💷

	(T) J		このようなときにお支	込払いします		お支払額	基本給付金額 5万円の場合	基本給付金額 10万円の場合	
		ガン により 手	術 を受けたとき	何度でも保障	入院しなくても 保障	ガン手術給付金 基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円	
		ガンにより以 食道、胃、小腸、 肛門の切除術	下の手術*¹を受けたとき 結腸、直腸、 および全摘出術	何度でも 保障	入院しなくても 保障	ガン特定手術 サポート給付金 基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20万円	
其	ガン治療 ^{主契約}	ガン により 放	射線治療 を受けたとき	60日に1回を限度として 何度でも保障	入院しなくても 保障	ガン放射線治療給付金 基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき 10万円	1回につき 20万円	10年間保障
基本プラン		ガン により 化 を受けたとき	学療法(抗がん剤治療)		入院しなくても 保障	化学療法給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	1回につき 10万円	
		ガ ン による疼 緩和ケア を	痛などの緩和のために 受けたとき		入院しなくても 保障	緩和療養給付金 基本給付金額 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	1回につき 10万円	ま す () ***
	上皮内新生物	上皮内ガン	により 手術 を受けたとき	何度でも保障	入院しなくても 保障	上皮内新生物手術給付金 特約基本給付金額×2	1回につき 10万円	1回につき 20 万円	(90 歳 ま で
	上皮内新生物 治療給付特約*2	上皮内ガン 受けたとき	により 放射線治療 を	60日に1回を限度として 何度でも保障	入院しなくても 保障	上皮内新生物 放射線治療給付金 特約基本給付金額×2 60日に1回限度	1回につき 10万円	1回につき 20 万円	自動更
75	特約を付加することで注意ください	とで、保障をさら 「入院保障保険 付加されている	に充実させることができま (終身型 09)〈ワイド〉」と同時に 場合は、重複して付加することは	こお申込みをされる	3場合、および、現在	Eご契約されている医療係	保険に「先進医療給 何	寸特約(12)]などが	立亡
特	ガン先進医療	ガン により 先 受けたとき	進医療 * ³ による療養を		入院しなくても 保障	ガン先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、 通算2,000万円限度		景にかかる 5料と同額 ^{*4}	
約	ガン先進医療給付特約(12)	ガン先進医 療養を受けた	療給付金 が支払われる とき		入院しなくても 保障	ガン先進医療一時金	1回の療養につき 15	万円	
	_	+ # W = L - L	ニーニルに トスチ歩け 吟きます						

*1 ファイバースコープまたは血管・バスケットカ

*2 上皮内新生物治療給付特約は、あらかじめ主 *3 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の

この特約からのお支払いはありません。

*4 公的助成などにより自己負担額が発生しない ※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に診

テーテルによる手術は除きます。

契約に付加されます。

範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、

場合など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、この特約からのお支払いはありません。 断確定された所定のガンまたは所定の上皮内新生物を直接の原因とした場合に限ります。

給付金などのお

支払いにはアクサ生命所定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

基本給付金額10万円の場合

保険期間·保険料払込期間:10年

●基本給付金額5万円の場合の保険料について

|払保険料表(集団扱)

基本給付金額5万円の場合の保険料は、下記の保険料を1/2倍にした金額となります。

ただし、ガン先進医療給付特約(12)の保険料は、基本給付金額5万円・10万円にかかわらず、一律、記載の金額となります。

(令和5年2月現在、単位:円)

※月払保	険料が1,000円未		お取扱いできません。
		, (E	为 特約
契約	基本之	プラン	ガン先進医療給付
約年齢			特約(12)
	男性	女性	男女共通
5歳	1,040	1,050	
6歳	1,040	1,050	
7歳	1,040	1,060	
8歳	1,040	1,060	
9歳	1,040	1,060	
10歳	1,040	1,070	
11歳	1,040	1,080	
12歳	1,040	1,090	
13歳	1,040	1,090	
14歳	1,050	1,100	
15歳	1,050	1,110	
16歳	1,060	1,120	
17歳	1,060	1,120	
18歳	1,070	1,130	
19歳	1,070	1,140	
20歳	1,080	1,150	
21歳	1,080	1,170	64
22歳	1,080	1,180	(全年齢男女共通)
23歳	1,090	1,200	
24歳	1,090	1,230	
25歳	1,100	1,260	
26歳	1,100	1,290	
27歳	1,110	1,340	
28歳	1,120	1,390	
29歳	1,140	1,460	
30歳	1,160	1,520	
31歳	1,190	1,600	
32歳	1,230	1,690	
33歳	1,260	1,790	
34歳	1,320	1,900	
35歳	1,380	2,010	
36歳	1,450	2,150	
37歳	1,510	2,280	
38歳	1,600	2,430	
39歳	1,680	2,590	
40歳	1,760	2,740	

(市和3年2月現在、単位・円)				
主刀	#- -	~=>, (2	琴 特約	
契約年齢	基本プラン		ガン先進医療給付 特約(12)	
齢	男性	女性	男女共通	
41歳	1,850	2,890		
42歳	1,950	3,050		
43歳	2,030	3,200		
44歳	2,140	3,350		
45歳	2,240	3,500		
46歳	2,370	3,630		
47歳	2,490	3,770		
48歳	2,630	3,880		
49歳	2,800	4,000		
50歳	2,990	4,090		
51歳	3,200	4,190		
52歳	3,440	4,260		
53歳	3,710	4,330		
54歳	3,990	4,400		
55歳	4,290	4,460		
56歳	4,620	4,510		
57歳	4,960	4,560	64	
58歳	5,340	4,600	(全年齢男女共通)	
59歳	5,710	4,640	(土牛即为父共理)	
60歳	6,110	4,660		
61歳	6,510	4,680		
62歳	6,940	4,690		
63歳	7,360	4,690		
64歳	7,760	4,690		
65歳	8,120	4,690		
66歳	8,470	4,690		
67歳	8,780	4,700		
68歳	9,050	4,700		
69歳	9,270	4,700		
70歳	9,440	4,700		
71歳	9,550	4,700		
72歳	9,600	4,700		
73歳	9,600	4,700		
74歳	9,610	4,700		
75歳	9,610	4,700		

- ※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
- ※基本プランの保険料には、主契約、上皮内新生物治療給付特約の保険料が含まれています。基本プランの保険料のうち、上皮内新生物治療給付特約の保険料 は、基本給付金額10万円では全年齢男女一律10円です。
- ※更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性が上記基本プラン(保険料1,160円)でご契約された場合、40歳で 更新される際の更新後の保険料は1,760円となります。なお、この更新後の保険料は令和5年2月現在の保険料率で計算しております。)

アクサ生命の デジタル約款の ご案内

- 「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
- ①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
- ②[お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま]を選択。ご検討中の商品名を検索または すでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※「デジタル約款」はご契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
- ※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、お問合せ先までご連絡ください。

ご契約のお取扱い 重要

1 ご契約日・保障が始まる日(責任開始期)

- ●ご契約日:令和5年10月1日
- ●保障が始まる日(責任開始期):【在職組合員】第1回保険料を給与から控除した日(令和5年9月21日)
 - : 【退職組合員】第1回保険料が口座から振り替えられた日(令和5年9月12日)
- ・このご契約には、集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が適用されますので、第1回保険料を給与から控除した日 (口座から振り替えられた日)より保険契約上の責任(保障)が開始されます。
- ※保険料は原則として毎月給与(口座振替)からお払込みいただきます。
- ※第1回保険料の口座振替ができなかった場合、保障は開始されません。

2 お申込み資格

- ●千葉県庁生活協同組合の組合員、および組合員と同居または生計を一にする家族(配偶者・こども・父母)で、ご契約日における満年齢が5歳から 75 歳までの方とします。
- ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。

3取级範囲

- ●「基本給付金額5万円」「基本給付金額10万円」からお選びください。
- ●ガン先進医療給付特約(12)を任意で付加できます。
- ※上皮内新生物治療給付特約の特約基本給付金額は、主契約の基本給付金額と同額になります。
- ※基本給付金額5万円の場合、月払保険料が1.000円未満となるご契約はお取扱いできません。ただし、契約年齢42歳の男性および契約年齢34歳 の女性は、ガン先進医療給付特約(12)を付加した場合のみ、月払保険料が1,000円以上になるため、お取扱いが可能です。
- ※アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。

4告知について

ご契約に際しては各被保険者について、下記告知事項①~④をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄について、「いいえ」または「はい」いず れか該当する方を必ず○で囲みお申込みください。(告知事項①~④について1つでも「はい」がある場合は、この保険はお申込みいただけません。) また、告知義務違反があった場合は給付金のお支払いができなかったり、契約が解除となることがあります。

- ①今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか
- ②現在、入院していますか。もしくは、最近3ヵ月以内に、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および 上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査(検査待ち期間を含みます)・治療・投薬をうけたことがありますか(疑いがあると医師に 指摘されている場合も含みます)
- ③過去2年以内に、以下の病気で、医師の定期的な診察(注1)・検査(注1)をうけるように指導されたことや、医師の治療・投薬をうけた ことがありますか

「脳しゅよう(注 2)・間質性肺炎・COPD(慢性閉塞性肺疾患)・肺線維症・じん肺・肺気腫・慢性肝炎(注 3)・肝硬変・慢性アルコール性肝機能障害 NASH(非アルコール性脂肪肝炎)・肝線維症・肝炎ウィルスキャリア(B型またはC型)・非浸潤性乳管力ン(上皮内力ン)・かいよう性で持続・慢性腎炎・慢性腎不全・GIST(消化管間質しゅよう)(注 2)・膵のう胞性しゅよう(注 2)・膀胱しゅよう(注 2)・子宮頸部異形成(高度異型性 CIN3)・ 子宮内膜異型増殖・卵巣境界悪性しゅよう・白板症・日光角化症(老人性角化腫)・色素性乾皮症・ボーエン病]

- (注 1)「診察・検査」には、治療終了後の経過観察のための診察待ち期間、検査待ち期間を含みます。(注 2)悪性が否定されているもの。 (注3)慢性肝炎には、肝炎が6ヵ月以上継続しているものも含みます。
- ④過去2年以内に、健康診断(婦人科検診・特殊健康診断を含みます)・ガン検診・人間ドック・脳ドックをうけて、以下の検査で異常(要再検査・ 要精密検査・要治療を含みます)を指摘されたことがありますか。(再検査・精密検査の結果、ガン・悪性新生物・上皮内新生物(上皮内ガン) 異形成やその疑いが否定され診療終了となった場合は「いいえ」と告知してください。)
- [胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査 (または内視鏡検査)、乳房レントゲン検査 (マンモグラフィ検査)・腹部超音波検査、乳房超音波検査 検査・MRI 検査・PET 検査・便潜血検査(または大腸内視鏡検査)、肝炎ウィルス検査(HBs抗原・HCV 抗体)、腫瘍マーカー(CEA AFP·CA19-9·PSA等)]

5 保険期間および保険料払込期間

- ●保険期間および保険料払込期間は10年です。
- ※保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご契約は自動的に更新されます。(更新後の保険料は、更新日の年齢および 保険料率により新たに計算します。)
- ※更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。
- ※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてご契約は自動的に更新されます。
- ※給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

6保険料の払込

●保険料は集団扱月払とします。

【在職組合員】毎月の給与(21日)から控除します。(第1回保険料は令和5年9月21日の給与から控除します。) 【退職組合員】ご指定いただいた金融機関口座から毎月12日に振り替えます。(第1回保険料は令和5年9月12日に口座から振り替えます。) ※金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。

7 代理請求特約について

- ●ご契約者が被保険者の同意を得て、この特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、 給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかに該当している方が、給付金などを請求することができます。

 - ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情があ
- ※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。

8 その他のお取扱い

●35~36ページの「その他のお取扱い」、39~40ページの「退職後のお取扱い」も必ずご覧ください。

-27-

-28

積立年金保険

予定利率は 約1.2%*!

*掛金から制度運営費、生命保険会社手数料を控除した金額を運用しますので、実質利回りは上記と異なります。 また、予定利率については、将来、経済変動などにより変更される場合があります。

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

[当パンフレット]ならびに[重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)]に記載の給付金額(積立金額)・保険料などがお客さまご自身のご意向 に沿った内容となっているかを必ずご確認のうえ、お申込みください。

※「当パンフレット」はお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

老後リスクに備えましょう

公的制度の補完として「自助努力」が必要です。

拠出型企業年金保険

…年金保障を目的として積立を行うコースです。

- ●将来の年金を目的とした積立制度です。満50歳未満の方が新規加入できます。
- ●保険料(掛金から制度運営費を差し引いた額)は、個人年金保険料控除の対象(最大5万円)となり ます。
- ●掛金は毎年自由に選べます。(1□1.000円単位、100□10万円まで)
- ●掛金の払込みは60歳満了(満60歳の誕生月)です。在職または再任用などで組合員資格を有して 勤務を継続される方は、最長70歳まで満了延長できます。
- ●在職中に脱退された場合は、脱退一時金を受け取れます。
- ●年金コースを選択された場合は年金受給を最長5年間繰り延べすることができます。

制度のしくみ

ご加入例 加入者の声 ●ご加入年齢:30歳女性 在職中に積み立てができるし、個人年 ●月額掛金:20.000円 金保険料控除の対象だから所得税 ● 掛金払込年数 : 30年間 住民税が軽減される。そして、退職後 の公的年金の上乗せができる! 早めに加入して退職後に備えています 保険料累計 退 時金 一時金

払込満了時積立金額 約820万円 払込掛金累計額

720万円

由

択

歳未満の場合確定年金は

加入 払込満了 掛金払込期間10年以上必要です。 30歳 60歳 (満60歳の誕生月)

掛金払込期間中の給付内容

給 付 金	給付事由	給 付 内 容	受取人
脱退一時金	加入者が掛金払込期間中に 脱退されたとき	脱退時点の積立金額を脱退一時金として お支払いします。	ご本人
遺族一時金	加入者が掛金払込期間中に 死亡されたとき	積立金額に月払掛金1口につき1,000円を 加算してお支払いします。	ご遺族

※遺族とは、労働基準法施行規則第42条~第45条に定める遺族補償の順位と同順位とします。(配偶者、こども、父母…の順)

●年金・一時金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、別冊「重要事項説明書」を必ずご覧ください。 ※上記の各年金コースへ移行時の必要積立金額(年金原資)などは令和5年3月1日現在のものであり、将来のお支払額をお約束するものではありません。なお、移行

「ファイナンシャルプランナーからひとこと)



年金コース

1級ファイナンシャルプランニング技能士

10年確定年金

山田 圭子先生(県庁生協ライフプラン相談先生)

低金利の時代だからこそ、税メリットも考えましょう。団体だからできる毎月の着実な積み立てが魅力です。

10年間の支払年金累計額

約861万円

基本年金年額 約86万円

(年金)年金(年金)年金(年金)年金(年金)年金(年金)

年金支払期間(10年間)

60歳 (年金支払開始)

70歳 (支払期間終了)

給付内容

加入者の生死にかかわらず、 10年間年金をお支払いします。

コース選択時の条件

〈積立期間〉10年以上 〈退職時年齢〉60歳以上

必要積立金額(年金原資)

年金月額1万円につき

1.143.043円

給付内容

※年金は、雑所得となります。

年金コース 15年確定年金

15年間の支払年金累計額 約887万円

4444444444444

基本年金年額約59万円

年金支払期間(15年間)

60歳 (年金支払開始)

コース選択時の条件

75歳

(支払期間終了)

〈 積 立 期 間 〉 10年以上 〈退職時年齢〉60歳以上

必要積立金額(年金原資)

加入者の生死にかかわらず、

15年間年金をお支払いします。

年金月額1万円につき 1.665.360円

※年金は、雑所得となります。

10年保証期間付終身年金

10年間の支払年金累計額 約355万円

英英英英英英英英英 年金(年金)年金(年金)年金(年金)年金(年金)年金(年金) 年金

基本年金年額約35万円

保証期間(10年間)

60歳 (年金支払開始)

80歳時 支払年金累計額 約710万円 60歳女性 70歳 均余命29年(89歳まで) (保証期間終了)

の支払年金累計額 約1.030万円

※平均余命: 令和3年簡易生命表より

給付内容

10年間(保証期間)は加入者の 生死にかかわらず、それ以降は 本人が牛存している限り、年金を お支払いします。

コース選択時の条件

〈積立期間〉10年以上 〈退職時年齢〉50歳以上

必要積立金額(年金原資)

年金月額1万円につき

60歳時 男性 2,403,085円 60歳時 女性 2,771,066円

※年金は、雑所得となります。

時 金



約820万円

給付内容

年金のお支払いに代えて積立金 を脱退一時金として受け取るこ ともできます。

※脱退一時金は、一時所得となります。

時に詳しいご案内を差し上げます。

-30 -

積立年金保険

拠出型企業年金保険

入院保障保険(終身型 09) (60日型) · 医療給付金付個人定期保険

自由積立型

…ニーズにあわせて幅広い保障が選択できるコースです。

●在職中に積立をし、退職後は生活プランに合わせて「医療保険コース(終身医療保険)」 「医療保険コース(定期医療保険) | 「年金コース | 「一時金 | の4つから自由に選択ができ ます。

満58歳未満の方が新規加入できます。

- ●掛金は毎年自由に選べます。(1□1,000円単位、100□10万円まで)
- ●掛金の払込みは60歳満了(満60歳の誕生月)です。在職または再任用などで組合員資格を有 して勤務を継続される方は、最長70歳まで満了延長できます。
- ●在職中に脱退された場合は、脱退一時金を受け取れます。
- ●積立金が10万円以上ある場合は、年1回に限り積立金の減口(積立金の一部受取)が できます。
- ▶年金コースを選択された場合は年金受給を最長5年間繰り延べすることができます。

制度のしくみ

加入者の声

退職金の支給額が減額される傾向に あるなか、退職金を補う意味で有効 だと思います。退職時の状況にあわ せてコース選択できるのも安心です。

ご加入例

- ご加入年齢:40歳男性
- ●月額掛金:30,000円
- 掛金払込年数 : 20年間

険 料累 一時金 一時金 計 加入 払込満了 掛金払込期間2年以上必要です。 40歳 60歳

払込満了時積立金額 約776万円

払込掛金累計額 720万円

掛金払込期間中の給付内容

給 付 金	給付事由	給 付 内 容	受取人
脱退一時金	加入者が掛金払込期間中に 脱退されたとき	脱退時点の積立金額を脱退一時金として お支払いします。	ご本人
遺族一時金	加入者が掛金払込期間中に 死亡されたとき	積立金額に月払掛金1口につき1,000円を 加算してお支払いします。	ご遺族

※遺族とは、労働基準法施行規則第42条~第45条に定める遺族補償の順位と同順位とします。(配偶者、こども、父母…の順)

●年金・一時金のお受取りには所定の条件があります。お申込みにあたっては、別冊「重要事項説明書」を必ずご覧ください。 ※上記の各コースへ移行時の保障内容および必要積立金額(保険料·年金原資)などは令和5年3月1日現在のものです。実際には移行時の保障内容・保険料(年金原

-31-

(満60歳の誕生月)

終身医療保険(入院保障保険(終身型 09)(60日型))

-括払保険料 約122万円(60歳:男性の場合)

病気やケガによる入院・手術などの保障 入院給付金日額5.000円

一生涯保障

※特定疾患給付金は80歳満了 60歳

給付内容

移行後、一生涯の入院·手術などの保障が得られます。 (一部給付金は80歳満了)

●疾病·災害·ガン入院給付金 ●手術給付金

●先進医療給付金 ●特定疾患給付金 ●死亡保険金

コース選択時の条件

コース選択時に、正常に勤務している方。

積立期間〉4年1ヵ月以上 〈退職時年齢〉50歳以上

保障額〉入院給付金日額5,000円

必要積立金額(保険料)

入院給付金日額5,000円(一括払(年払全期前納)保険料)

60歳時 男性 1,218,701円 60歳時 女性 1,241,491円

定期医療保険(医療給付金付個人定期保険)

一時払保険料 約52万円(60歳:男性の場合)

病気やケガによる入院・手術などの保障 入院給付金日額5.000円

60歳 70歳満了

移行後、70歳までの入院·手術などの保障が得られます。

- ●疾病·災害入院給付金 ●手術給付金
- ●高度先進医療給付金 ●特定疾患給付金
- ●死亡·高度障害保険金 ●災害·災害高度障害保険金

コース選択時に、正常に勤務している方。

〈 積 立 期 間 〉 4年1ヵ月以上

〈退職時年齢〉50歳以上

保障額〉入院給付金日額5,000円

必要積立金額(保険料)

入院給付金日額5,000円(一時払保険料)

60歳時 男性 517.485円 60歳時 女性 394.260円

10年確定年金

10年間の支払年金累計額 約815万円

70歳

(支払期間終了)

爱爱要要要要要要要 *、*年金、年金、年金、年金、年金、年金、年金、年金、年金、年金、 基本年金年額約81万円

年金支払期間(10年間)

60歳 (年金支払開始) 加入者の生死にかかわらず、10年間年金をお支払いします。

コース選択時の条件

給付内容

●年金月額が1万円以上必要 〈積立期間〉 2年以上

〈退職時年齢〉50歳以上 必要積立金額(年金原資)

年金月額1万円につき 1,143,043円

※年金は、雑所得となります。

時 金



約776万円

給付内容

積立金を脱退一時金として受け取ることもできます。

※脱退一時金は、一時所得となります。

資)・約款が適用されます。なお、移行時に詳しいご案内を差し上げます。

-32-

1月払掛金

101,000円から 1000100,000円まで

※掛金には1.0%の制度運営費が含まれています。

給付額試算表

月払掛金 10口 10,000円の場合

積立年金保険 税制適格型(A)·自由積立型(B) 共通項目

積立年数	払込掛金累計額	積立金額(脱退一時金額)	年金月額 【10年確定年金コース】を選択した場合
1年	120,000円	約 117,332円	約 (1,027)円
2	240,000	235,721	(2,063)
3	360,000	355,218	(3,108)
4	480,000	475,969	(4,165)
5	600,000	597,989	(5,232)
6	720,000	721,289	(6,311)
7	840,000	845,885	(7,401)
8	960,000	971,788	(8,502)
9	1,080,000	1,099,014	(9,615)
10	1,200,000	1,227,575	10,740
11	1,320,000	1,357,487	11,877
12	1,440,000	1,488,762	13,025
13	1,560,000	1,621,416	14,186
14	1,680,000	1,755,462	15,358
15	1,800,000	1,890,917	16,543
20	2,400,000	2,589,822	22,658
25	3,000,000	3,326,454	29,102
30	3,600,000	4,103,338	35,899

※自由積立型(B)にご加入で払込満了時(年金コース移行時)に最低年金月額(10,000円)に満たない場合は()表示となり、一時金でお支払いします。

(注)給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

1.給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払金額をお約束する ものではありません。

- (1)制度として23,034口を常に維持していること。
- (2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。
- (3)給付額試算表の給付額は、各取扱生命保険会社の予定利率(令和5年5月1日現在)および引受割合(令和5年3月1日現在)にもとづき計算して おります。予定利率については、将来、経済変動などにより変更される場合があります。
- (4)記載の給付額試算表には、配当金を加算しておりません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点 では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積み増しに充当されます。 年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。
- 2.中途脱退した場合は、加入期間により脱退一時金が払込保険料を下回ることがあります。

税法上の取扱(令和5年2月現在)

掛 金
(掛金から制度運営費 1.0%を差し引いた 額の実質保険料など が対象となります。

税制適格型(A)の保険料

個人年金保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項)

自由積立型(B)の保険料

一般の生命保険料控除の対象となります。 (所得税法第76条、第2項、第4項)

脱退一時金 /減口による積立金\ の一部受取を含む。

一時所得として課税されます。 課税対象額=(脱退一時金-払込保険料総額-50万 円)×1/2(所得税法第34条、同施行令第183条)

※ただし、その年に他の一時所得がある場合は、合算 されて課税対象額の計算がされます。

※医療保険コースを選択された場合、脱退一時金から 充当された保険料については、一時所得の計算の 受領額に含まれます。

相続税の対象となります。ただし、「500万円×法定 遺族一時金 相続人数」までは非課税となります。 (相続税法第3条、第12条) 雑所得として課税されます。 払込保険料総額 課税対象額=(年金年額+増加年金)-年金年額×・ 年 年金支払総額(見込額) (所得税法第35条、同施行令第183条)

※記載の税法上の取扱については、令和5年2月現在の税制にもとづいた 一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異 なる場合があります。

また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務など について詳しくは所轄の税務署などに必ずご確認ください。

7 制度のお助扱い

4 制度	のお取扱い	
項 目	税 制 適 格 型(A)	自由積立型(B)
加入資格	千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者*で、 令和5年10月1日現在、満50歳末満かつ加入申込日現在、健 康で正常に勤務されている方。 *千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤め の方です。	千葉県庁生活協同組合の組合員である千葉県庁在職者*で、令和5年10月1日現在、満58歳未満かつ加入申込日現在、健康で正常に勤務されている方。 *千葉県庁在職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めの方です。
効力発生日 (加入日)	令和5年10月1日です。 加入資格を満たしている方であれば税制適格型(A)·自由積立 ※税制適格型(A),自由積立型(B)の掛金・積立金はそれぞれ区	
掛金の変更 (一部払込中止)	ず最低1口(1,000円)以上の払込みを継続していただきます この場合、一部払込中止した部分に対応する積立金はお支払 また、一部払込中止期間中に死亡された場合は遺族一時金を	3付)掛金を一部払込中止することができます。ただし、月払掛金は、必 。 いせず、引き続き積み立てます。 、、脱退の場合は脱退一時金をお支払いします。 亡を含む) ③ 住宅の取得 ④ 教育(親族の教育を含む)
掛金の減口 (積立金の 一部受取)	お取扱いできません。	加入者が次の事由に該当する場合には年1回積立金の一部受取ができます。指定額は10万円以上1万円単位で設定できますが、指定の金額を上回る場合があります。 なお、積立金をお支払い後、ただちに増口したものとして減口前の掛金にて払込みを継続します。 〈事由〉①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む) ③住宅の取得 ④教育(親族の教育を含む) ⑤結婚(親族の結婚を含む) ⑥債務の弁済
掛金	(1) 掛金の払込 (2) 加入限度 税制適格型(A)・自由積立型(B) それぞれ別 1口1,000円として1口以上100口まで (3) 制度運営費 掛金には1.0%の制度運営費が含まれていま	別枠として次の範囲で加入できます。
脱 退	脱退はいつでもできます。税制適格型(A)・自由積立型(B)の両例えば4月末脱退(3月20日最終給与引去り)の場合は、3月15日4月中旬頃となります。	i方に加入している場合、どちらか一方のみの脱退も可能です。 日までに脱退通知書を提出ください。ただし、脱退一時金のお支払いは
掛金払込期間	満60歳の誕生月まで(掛金払込満了日は満60歳に達した日の属 ※満了日を迎えても、在職または再任用などにより組合員資格を	まする月の末日です。また、掛金の払込みは在職中のみです。) 有して勤務を継続される方は、最長70歳まで満了延長できます。
退職後保障 コースに つ い て	①年金開始期日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。年金は年4回(2、5、8、11月の各19日)に分割してお支払いします。 ②年金開始期日以後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存保証期間(確定一時金の場合は残存年金支払期間)の未支払年金現価を一時金でお支払いします。この場合、10年保証期間付終身自身が生存されている場合に年金の給付を再開し、生存期間で限り年金をお支払いします。 ③掛金の払込期間が10年未満の方は、年齢にかかわらず年金を選択することはできません。この場合、年金にかえて一時金選択することはできません。この場合、「年金円の場合」との表別できます。ただし、確額以下とします。また、年金受給の繰り延べのお取扱いをする場合は繰延制できません。これにより保険料の積み増しができます。(繰延期間中、緩延満す時に積り出りにより、	(1) 医療保険コース(終身医療保険)、医療保険コース(定期医療保険)を選択した場合 ① 退職した日の翌月1日に積立金を医療保険コース(終身医療保険)の70歳払込満了の一括払保険料(年払全期前納)、医療保険コース(定期医療保険)の70歳払込満了の一時払保険料に充当し、この日からそれぞれの保障が開始されます。各医療保険コースの移行にあたっては健康状態に関する告知書など必要な書類を提出していただきます。 ② 移行後は拠出型企業年金保険の加入者本人を契約者とする個人保険となり、引受保険会社は引き続きアクサ生命となります。 ※ 移行の際には、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」「ご契約のしおり・約款と必ずお読みください。 ③ コース選択の際に積立金の不足により、医療保険コースを選択できない場合は、一時払による保険料の積み増して医療保険コース(終身医療保険)・医療保険コース(定期医療保険)の選択を行うことがあります。 (2) 年金コースを選択した場合 ① 年金開始期日は、被保険者が年金受給権を取得した日とします。また会は

- 無証例 かに付めてきている。 う加入者のお申し出により年金受給権を取得した日から最長 5年間、年金受給の取得を繰り延べることができます。繰延 期間中は掛金の払込、減口のお取扱いはできません。繰延 期間中に死亡された場合は遺族一時金を遺族にお支払いし

- 年金は、年4回(2、5、8、11月の各19日)に分割してお支払いしま す。年金月額が1万円に満たない場合は年金にかえて一時金で
- お支払いします。 ②年金開始期日以後、年金受取人(遺族を含む)からご希望があれば、将来の年金支払に代えて、残存年金支払期間の未払年金現価を一時金でお支払いします。 ③年金コースを選択する際に年金額が希望の金額に満たない場
- (3)年金コースを選択する際に年金額が希望の金額に満たない場合、一時払により保険料を積み増しすることで、年金月額を増額することができます。なお、一時払保険料額はその時点の積立金額以下とします。また、年金受給の繰り延べのお取扱いをする場合は繰延制度移行時に一時払保険料の積み増しができます。(繰延期間中、繰延満了時に積み増しのお取扱いはできません。)
 (4)加入者のお申し出により年金受給権を取得した日から最長5年間、年金受給の取得を繰り延べることができます。繰延期間中は掛金の払込、減口のお取扱いはできません。繰延期間中に死亡された場合は遺族一時全を遺族にお支払いします。
- された場合は遺族一時金を遺族にお支払いします。 配 当 金 に 掛金払込期間の配当金は、積立金の増額のための保険料に、年金開始後の配当金は、年金の増額(増加年金)のための保険料に充

年金受取人 ~引受保険会社および引受割合-

当します。

この保険は、千葉県庁生活協同組合が下記の引受保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約、入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉および医療 給付金付個人定期保険事務取扱協定にもとづき運営します。なお、拠出型企業年金保険は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の 委任を受けて事務を行います。下記の引受保険会社は、各引受割合に応じて保険契約上の責任を負いますが、相互に連帯して責任を負うものでは ありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。また、各引受保険会社の配当実績などにより、給付金支払の引受割合が下記の引受割合と異なる場合があります。

組合員本人

- ●拠出型企業年金保険の引受保険会社および引受割合(令和5年3月1日現在)
- アクサ生命保険株式会社(5%)(事務幹事会社) 日本生命保険相互会社(95%) ●入院保障保険(終身型 09) 〈60日型〉、医療給付金付個人定期保険の引受保険会社
 - アクサ生命保険株式会社

ついて

その他のお取扱い 重要 各商品のページとあわせてご覧ください。

					生協グループ保険	団体総合医療保険	入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉	ガン治療保険
	R 険		:なる 取	どの 人	・組合員本人・配偶者の死亡保険金 …労働基準法施行規則第42条〜第45条に定める遺族補償の順位と同順位(配偶者、こども、父母…の順)とします。 ・こどもの死亡保険金…組合員本人(扶養者)とします。 ・高度障害保険金…加入者(被保険者)本人とします。	· 入院給付金·入院療養給付金·手術給付金·放射線治療給付金 …本人(主たる被保険者)とします。	・死亡保険金…労働基準法施行規則第42条〜第45条に定める遺族補償を受ける順位と同順位(配偶者・こども・父母…の順)とします。 ※「終身払コース」は死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているので、死亡保険金はありません。 ・給付金など…被保険者とします。	・給付金など…被保険者とします。
j I	₹	職	後	の 扱	退職後も生協組合員資格を有していれば、ご指定の金融機関からの口座振替により、年齢70歳6ヵ月に到達した年度の9月30日まで継続して加入できます。 継続の資格:直近の更新日(10月1日)時点で、生協組合員資格を有している方(千葉県庁退職者*) *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。 保険金額:本人は1,000万円~100万円の範囲配偶者は500万円~100万円の範囲を偶者は500万円~100万円の範囲契約者配当金:1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお支払いします。ただし、年度途中に脱退した場合には支払われませんのでご注意ください。	以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。退職後もご指定の金融機関からの口座振替により、本人・配偶者は、年齢70歳6ヵ月まで、こどもは年齢22歳6ヵ月まで継続加入することができます。継続の資格:本人は、生協組合員資格を有している方(千葉県庁退職者*) *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤めし、退職された方です。配偶者こどもは本人が退職後も継続して加入する場合で、団体総合医療保険に加入されている本人と生計を一にする方保障額:本人・・・・退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額配偶者・こども・・・・それまでと同額もしくはそれ以下の保障額※本人が退職後、本人・配偶者・こともの新規加入・増額はできません。※加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員同額で継続加入となります。	・退職後も、生協組合員資格を有していれば、集団扱で保障を継続することができます。保険料は、ご指定いただいた金融機関からの口座振替となります。 継続の資格:生協組合員資格を有している方・現在の契約内容のままご継続いただけます。また新規契約・追加申込みもできます。 ※生協組合員資格を失った(生協を脱会した)場合、および、10月1日時点で年齢70歳6ヵ月以上になる場合は、個人扱(口座振替)となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。	・退職後も、生協組合員資格を有していれば、集団扱で保障を継続することができます。保険料は、ご指定いただいた金融機関からの口座振替となります。 継続の資格:生協組合員資格を有している方・現在の契約内容のままご継続いただけます。また新規契約・追加申込みもできます。 ※生協組合員資格を失った(生協を脱会した)場合、および、10月1日時点で年齢70歳6ヵ月以上になる場合は、個人扱(口座振替)となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。
			退) どし		払いもどし金	まありません。	・終身払の場合:払いもどし金はありません。 ・終身払以外の場合:主契約の保険料払込期間中の払いもどし金はありません。 保険料払込期間満了後の払いもどし金は、死亡保険金と同額になります。 (保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれている場合に限ります。)	払いもどし金はありません。
; -	が 発表 上の	呆	険	料	実質負担額(年間払込保険料-契約者配当金)は一般の生命保 険料控除の対象となります。 〈所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2〉	この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質保険料 (保険料から配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の 対象です。* ※生命保険料控除の詳細は、以下のニッセイのホームページをご参照 ください。 (https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/) ※介護医療保険料控除の対象となる実質保険料については、年末 調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。 ※当団体総合医療保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保 険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険 料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体総合 医療保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。	生命保険料控除の対象となります。 (所得税法76、地方税法34・314 の2)	生命保険料控除の対象となります。 (所得税法76、地方税法34・314の2)
	区	花 亡	保隆	険 金	・本人の死亡保険金…「500万円×法定相続人数」まで非課税となります。(相続税法第12条) * ・配偶者・こともの死亡保険金(受取人が組合員本人の場合) …一時所得扱となります。(所得税法第22条、同第34条) 課税対象額=(保険金額-払込保険料総額-50万円)×1/2 ※ただし、その年に他の一時所得がある場合は、合算されて課税対象額の計算がされます。		・被保険者が本人の場合の死亡保険金 …受取人が法定相続人であれば「500 万円×法定相続人数」の金額まで非課税となります。(相続税法第12 条) ・被保険者が配偶者・こどもの場合の死亡保険金 …受取人が契約者であれば一時所得として課税されます。(所得税法第34 条) ※「終身払コース」は死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09) 用)が付加されているので、死亡保険金はありません。	
	_ <u>-</u>				非課税となります。〈所得税法施行令第30条〉			
	糸	合	1金			主たる被保険者が受取人の場合、非課税です。	非課税です。(所得税基本通達9-21)	非課税です。(所得税基本通達9-21)
2	川受	· 保 予	· 険 1 受 割	会 社	この保険は、千葉県庁生活協同組合が下記の引受保険会社と締結した福祉団体定期保険(こども特約・年金払特約付)契約にもとづき運営します。本契約は共同取扱契約であり、事務幹事会社が各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。各引受保険会社は、各ご加入者の加入保険金額について、それぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、引受保険会社および引受割合は将来に向かって変更することがあります。 ●引受保険会社および引受割合(令和5年3月1日現在)アクサ生命保険株式会社(55%)(事務幹事会社)日本生命保険相互会社(45%)	当制度は千葉県庁生活協同組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した家族特約付総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。 ●引受保険会社 日本生命保険相互会社	●引受保険会社 アクサ生命保険株式会社	● 引受保険会社 アクサ生命保険株式会社

*記載の税法上の取扱については、令和5年2月現在の税制にもとづいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いとは異なる場合があります。ま

■個人情報のお取扱いについて

<生協グループ保険><積立年金保険> ◆生協クループ保険><積立牛金保険>
●この保険の運営にあたって、千葉県庁生活協同組合(以下、「団体」という)は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など。以下、「個人「共同取扱会社」という)へ提供します。団体は、個人情報をこの保険の事務手続きのために利用し、事務を他に委託する場合はその委託先にも提供します。アクサ支払い(拠出型企業年金保険は年金・一時金などの支払い)、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス情報は、保険業法施行規則のとおり、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して利用します。また、アクサ生命は、団体(団体の委託先を含会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。なお、引受保険会社は、今後変更されることがありますが、その場合、個人情報は変更後に新たに引き定用保険につきましては、ご家族のご加入に際しては、この保険の内容および個人情報のお取扱いについてご家族の同意を得たうえでお申込みください。

●この保険契約は、千葉県庁生活協同組合(以下、団体といいます。)を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのために使用します。 ●引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け、継続・維持管理、給付金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等へそ

●また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体がよび引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱がわれます。
◆また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体がよび引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱かれます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

<入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉><ガン治療保険>

●「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

た、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて詳レくは所轄の税務署などに必ずご確認ください。

情報」という)を取り扱い、団体が保険契約を締結するアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)および他の生命保険会社(共同取扱の場合。以下、生命および共同取扱会社(総称して以下、「引受保険会社」という)は、提供を受けた個人情報を、保険契約の引き受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのの案内・提供、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に利用する場合があります。なお、健康状態等の機微(センシティブ)む)、共同取扱会社および再保険会社に上記目的の範囲内で個人情報を提供します。今後、個人情報に変更などが発生した際にも引き続き団体および引受保険受ける保険会社に提供されます。この個人情報のお取扱いに関して同意いただけない場合は、加入不同意として取り扱いますのでご了承ください。福祉団体

象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。

の目的の範囲内で提供します。

-35--36-

ご加入に際して

生協グループ保険

●保険金のお支払いについて

- (1)加入者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金を所定の死亡保険金受取人にお支払いします。
- (2)加入者が効力発生日(加入日)以後の傷害または疾病により、保険期間中に以下のいずれかの状態になられた場合、高度障害保険金を高度障害保険 金受取人にお支払いします。

〔高度障害状態に該当する場合〕

- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※死亡保険金、高度障害保険金は重複してお支払いすることはありません。
- ※高度障害保険金をお支払いしたときは、所定の高度障害状態に該当されたときから、ご契約は消滅します。

●免責および解除

次のような場合には免責または解除となり、保険金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

[死亡保険金、高度障害保険金をお支払いできない場合]

- ①加入者が加入日(増額日)から1年以内に自殺したとき(増額の場合はその増額部分について)
- ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき
- ③保険契約者・加入者・保険金受取人の故意により高度障害になったとき
- ④戦争その他変乱によるとき
- ⑤加入(増額)申込の際、保険契約者・加入者が故意または重大な過失により告知事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げ
- ※加入者に詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消しまたは無効となり、保険金な どのお支払いはできません。

●年金のお取扱いについて

保険金受取人に一時金でのお支払いか年金でのお支払いかまたはその両方の組合わせをご選択いただけます。

①年金受取人

年金受取人は、死亡・高度障害保険金の受取人とします。なお、年金支払開始日後の年金受取人の変更はできません。

年金支払期間中に年金受取人が死亡されたときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いします。また、年金支払期間中で あっても、年金受取人のお申し出により、将来の年金支払に代えて残存支払期間の未払年金現価を一括で受け取ることができます。

②年金払の対象となる保険金

生協グループ保険の死亡・高度障害保険金の全部または一部となります。ただし、年金年額が24万円未満の場合、年金基金(年金原資)が600 万円未満の場合およびこどもの保険金は、年金払のお取扱いはいたしません。

③年金の型

年金の種類は、5年確定年金·10年確定年金·15年確定年金·20年確定年金·25年確定年金になります。

④年金のお支払い

年金基金(年金原資)設定日は「お支払通知書」に記載の「保険金支払日」の属する月の翌月1日とし、年金支払開始日は、年金基金設定日の翌 月1日となります。年金は、年4回、3ヵ月分に分割してお支払いします。

5配当金

年金支払開始後の契約配当金は、年金買増に充当されます。

⑥税務について

保険金額がみなし相続財産として相続税の対象となり、受取人の年金は雑所得となります。〈相続税法第3条·所得税法第34条〉

⑦引受割合について

年金は、保険金支払事由発生時における各引受保険会社の福祉団体定期保険の引受割合にもとづきお支払いいたします。

給付金のお支払事由について



団体総合医療保険

給付金のお支払事由

【入院給付金】

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中に次の①または②に定める入院 をされた場合にかぎります。
- ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾 病を直接の原因として、1泊2日以上継続して入院をされた場合
- ※お支払いの対象となる入院は、治療を目的として医療法に定める 日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の
- ②骨髄幹細胞の採取術を直接の目的として、1泊2日以上継続して入 院をされた場合

医療施設に入院をされた場合にかぎります。

- ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年 経過後の入院にかぎるものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採 取術を受けられることを要します。
- ※お支払いの対象となる入院は、医療法に定める日本国内の病院 または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設に入院 をされた場合にかぎります。
- (*)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、 増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。 以下「加入日(*)」については同じ内容を表しています。
- お支払いは、1回の入院について62日、通算して1,095日を限度とし ます。
- ※お支払限度については、更新前後のお支払日数を通算します。
- 複数回の入院をされた場合、以下のようにお取扱いいたします。 入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、そ れぞれの入院の原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみな し、お支払日数の限度を適用します。ただし、入院給付金をお支払いす ることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日 経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

【入院療養給付金】

- ・お支払いは、入院給付金をお支払いする入院をされた場合にかぎり ます。
- すでに入院療養給付金のお支払事由に該当している場合には、入院 療養給付金をお支払いすることとなった最終の入院が開始された日 からその日を含めて180日経過後に新たに開始された入院がお支払 いの対象となります。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。
- ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【手術給付金(20倍)】

- お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ1泊2日以上継続した入院 中に次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
- ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾 病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
- ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める 日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の 医療施設における手術にかぎります。
- ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
- ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年 経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。 ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院 または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設におけ
- ・同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術につい てのみがお支払いの対象となります。

【手術給付金(5倍)】

る手術にかぎります。

- ・お支払いは、被保険者が保険期間中、かつ外来または日帰り入院中に、 次の①または②に定める手術を受けられた場合にかぎります。
- ①加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾 病を直接の原因として、所定の手術を受けられた場合
- ※お支払いの対象となる手術は、治療を目的とし、医療法に定める 日本国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の 医療施設における手術にかぎります。
- ②骨髄幹細胞の採取術を受けられた場合
 - ※総合医療保険(団体型)への加入日(*)からその日を含めて1年 経過後に受けられた骨髄幹細胞の採取術であることを要します。
 - ※お支払いの対象となる手術は、医療法に定める日本国内の病院 または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施設におけ る手術にかぎります。

- 同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術につい てのみがお支払いの対象となります。この場合、手術給付金(20倍) をお支払いするときは、手術給付金(5倍)のお支払いはいたしません。
- ・お支払いは、通算30回を限度とします。 ※お支払限度については、更新前後のお支払回数を通算します。

【放射線治療給付金】

- ・お支払いは、加入日(*)以後に生じた不慮の事故による傷害または 発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の施術を受け られた場合にかぎります。
- ・お支払いの対象となる施術は、治療を目的とし、医療法に定める日本 国内の病院または診療所およびこれらと同等の日本国外の医療施 設における施術にかぎります。
- ・すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合、放射線 治療給付金をお支払いすることとなった最後の施術日からその日を 含めて60日経過後に受けられた施術がお支払いの対象となります。 (ご注意)

給付金をお支払いできないことがあります。お支払いに関する詳細は 【重要事項説明書(ご加入のみなさまへ)】をご覧ください。

制度名

福利厚生制度保険は退職後も継続できます。

定年退職 C:定年前退職などの場合 B: ご退 職(OB·OG)または民間会社へ勤務される場合(給与 控除 ができない場合)

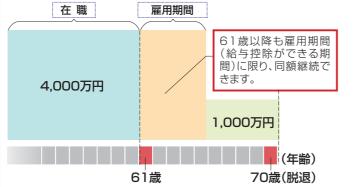
長いお付き合いを 大切にしています。 よろしくお願いいたします

生協グループ保険

A: 再任用や公社などの外郭団体に勤務される場合(注1)

- ●継続の資格:生協組合員資格を有している方(千葉県庁退職者*) *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤
- めし、退職された方です。 ●保険金額:給与控除ができる期間に限り、本人は4,000万円、配偶者 は3,000万円を上限として継続して加入できます。(更新日 (10月1日)現在、保険年齢23歳となる(年齢22歳6ヵ月を超える)で

どもは自動脱退となります。) ●保険料払込方法:給与控除 【例】 在職 雇用期間



※給与控除ができる期間に限ります。(その後は「B:ご退職(OB·OG) または民間会社へ勤務される場合」と同様のお取扱いになります。)

●保険期間(共通)

年齢70歳6ヵ月に到達した年度の9月30日まで継続して加入できます。

- ※70歳時に非更新型定期保険に移行することができます。
- ※新医療保険(生協グループ保険「医療保障部分」)にご契約中の方は、80歳まで継 続できます。なお、生協グループ保険が満了となった場合は個人扱(口座振替)で保障を継続することができます。その際、保険料は集団扱に よる割引がなくなるため若干高くなります。
- ●契約者配当金について

退職後も1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には契約者配当金としてお支 払いします。ただし、保険期間途中に脱退した場合には支払われませんのでご注意ください。 ※新医療保険(生協グループ保険「医療保障部分」)は、契約者配当金はありません。

団体総合医療保険

- ●継続の資格:本人は、生協組合員資格を有している方(千葉県庁退職者(*))
- ●保障額:本人は退職時に加入していた保障額(配偶者・こどもはそれまで加入して いた保障額)と同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入することができます。 ※本人が退職後、本人・配偶者・こどもの新規加入・増額はできません。
- ※加入資格のあるこどもが2名以上いる場合は、全員同額で継続加入となります。
- ●保険料払込方法:ご指定の金融機関からの口座振替
- ●保険期間:
- ・本人・配偶者…更新日時点で年齢70歳6カ月まで継続加入することができます。
- ・こども …更新日時点で年齢22歳6カ月まで継続加入することができます。

●継続の資格:生協組合員資格を有している方 入院保障保険(終身型 09)〈ワイド〉

現在のご契約内容のままご継続できます。また、お取扱い範囲内で新規

申込み・追加契約もできます。

●保険料払込方法:給与控除

選択をしていただきます。

●保険期間

- 一生涯、保障を継続することができます。

※生協組合員資格を失った(生協を脱会した)場合、および、10月1日時点で年齢 70歳6ヵ月以上になる場合は、個人扱(口座振替)となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

満60歳に達した日の属する月の末日で、掛金払込満了となります。満了を迎える方に は事前に移行のご案内(通知)をしますので、満了後のコース

※満了日を迎えても、在職または再任用などにより組合員資格を有して勤務を継続され る方は、最長70歳まで満了延長することができます。

ご退職する月の月末をもって脱退となります。

ガン治療保険

積立年金保険 税制適格型(A)·自由積立型(B)

場合(給与控除ができない場合))の取扱いとなります)。詳しくは、県庁生協までお問合せください。 -39●継続の資格: 直前の更新日(10月1日)時点で、生協組合員資格を

有している方(千葉県庁退職者*) *千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体にお勤

めし、退職された方です。 ●保険金額:本人は1,000万円、配偶者は500万円を上限として継続

して加入できます。(こどもは保険年齢23歳になる(年齢22歳 6ヵ月を超える)と自動的に脱退になります。)

●保険料払込方法:ご指定の金融機関からの口座振替

【例】 在 職 現在、限度額を超えて加 入している場合は、退職 後に初めて到来する6 ご退職 月募集時に保険金額減 額の手続きをしてくだ 4,000万円 1,000万円 (年齢) 55歳 70歳(脱退)

配偶者・こどもは、本人が退職後も継続して加入する場合で、団体総 合医療保険に加入されている本人と生計を一にする方

●継続の 資格:生協組合員資格を有している方(千葉県庁退職者*)

●保険金額 : 本人は1,000万円、配偶者は500万円を上限として継続

お勤めし、退職された方です。

●保険料 払込方法:ご指定の金融機関からの口座振替

ご退職

61歳

【例】

在 職

4.0 00万円

*千葉県庁退職者とは、千葉県庁または所定の外郭団体に

現在、限度額を超えて加

入している場合は、退職

後に初めて到来する6

月募集時に保険金額減

額の手続きをしてくた

(年齢)

70歳(脱退)

して加入できます。(更新日(10月1日)現在、保険年齢23歳と

なる(年齢22歳6ヵ月を超える)こどもは自動脱退となります。)

1,000万円

- ●継続の 資格:生協組合員資格を有している方
- 現在のご契約内容のままご継続できます。また、お取扱い範囲内で 新規申込 み・追加契約もできます。
- ●保険料 払込方法:ご指定の金融機関からの口座振替

●継続の資格:生協組合員資格を有している方

現在のご契約内容のままご継続できます。また、お取扱い範囲内で新規 申込み・追加契約もできます。

●保険料払込方法:ご指定の金融機関からの口座振替

生協グループ保険 積立年金保険 申込書兼告知書 記入要領

【お申込み手続き】

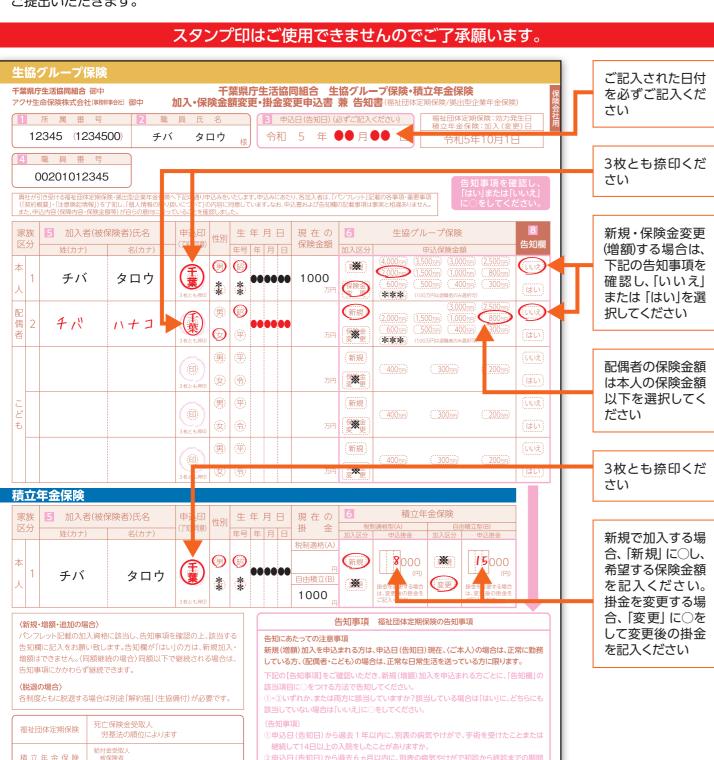
- ●申込書の3枚目(一番下)は加入者控です。加入者控を外して、上2枚のみを保険事業課へご提出願います。
- ●既加入の方は「加入保険一覧」を必ずご確認ください。

福祉団体定期保険ならびに拠出型企業年金保険は共同取扱契約で

あり、引受保険会社は、それぞれの引受割合による保険契約上の責任

事務幹事会社は各引受会社の委任を受けて事務を行います。

- ●既加入を脱退する場合はこの申込書ではできません。別途生協までお申し出ください。
- ●令和5年3月末退職者で生協グループ保険を所定の保険金額まで減額する必要のある方は、必ずこの申込書を減額でご提出いただきます。

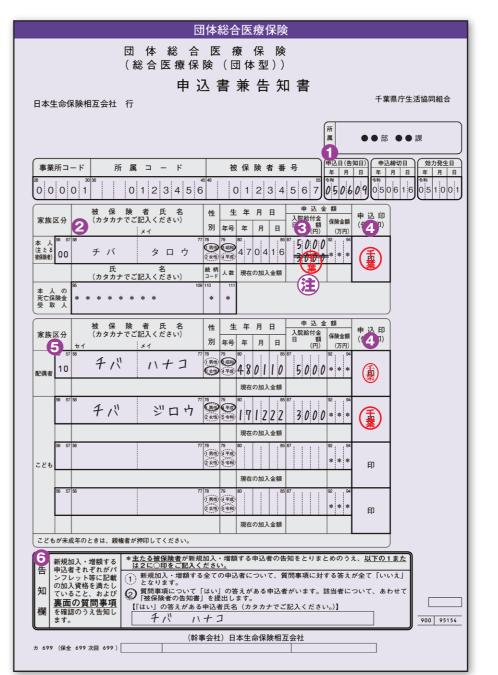


団体総合医療保険

「申込書兼告知書」記入要領

【お申込み手続き】

- ●新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を千葉県庁生活協同組合 保険事業課へご提出ください。
- ●すでに加入されている方で、内容の変更 (脱退を含みます。) がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。 内容に変更のない方は従来の加入内容で継続されますので、提出いただく書類はありません。
- ●必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は訂正箇所を二重線で 抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。



当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

チェック項目

- 1 「申込書兼告知書」を記入された日をご記入ください。
- 2 氏名・性別・生年月日が 相違ないかご確認くださ い。(印字がない場合はご 記入ください。)
- **3** 今回申込みされる金額を 右づめでご記入ください。
- 4 必ず押印してください。
- 配偶者・こどもも申込みされる場合、ご記入ください。 加入資格のあるこどもは全員同額でご加入ください。

新規加入・増額をご希望の方は、「申込書兼告知書」の〈質問事項〉をご確認ください。本人(主たる被保険者)が新規加入・増額の申込みをされる方の告知を取りまとめのうえ、1または2に○印をご記入ください。

[1に〇印]

申込者全員の質問事項に 対する答えが全て「いい え」となる場合

6 [2に○印※]

1名でも質問事項に対する答えが「はい」となる場合や質問事項に対する答えに迷われる場合

※【「はい」の答えがある申 込者氏名】に該当者の氏 名をカタカナでご記入の うえ、あわせて「被保険 者の告知書」をご提出く ださい。保険会社にて新 規加入・増額の可否を 判断します。

影後の

内容を訂正される場合は 訂正箇所を二重線で抹消 後、訂正印 (申込印と同一 のもの) を押印のうえ、正 当内容をご記入ください。

が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

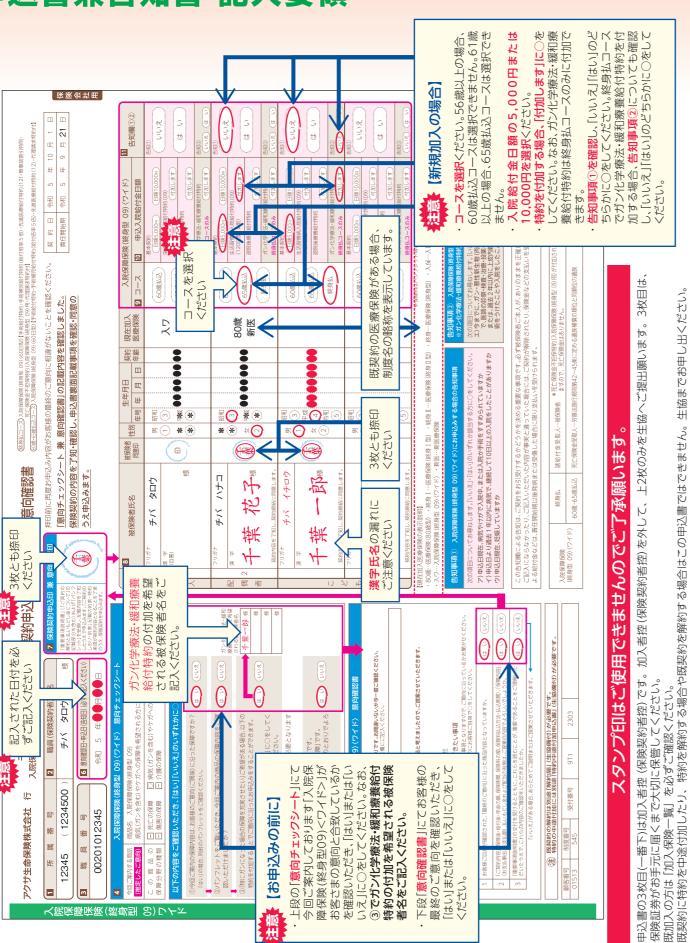
心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症・脳卒中

(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、

胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフ

ローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

入院保障保険(終身型 09) 〈ワイド〉 申込書兼告知書 記入要領



-43 -

ガン治療保険 申込書兼告知書 記入要領

意向チェックシート兼意向確認書

- ●黒のボールペンで楷書にてご記入ください
- ●ご記入に誤りがある場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、契約申込書兼告知書の「保険契約申込印兼意向確認印」と同一の印で訂正(3枚とも)してください。
- ●3枚目(一番下)は加入者控(保険契約者控)です。加入者控(保険契約者控)を外して、上2枚のみを生協へご提出願います。



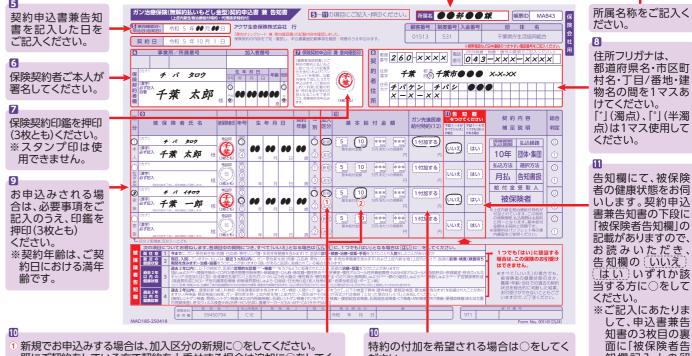
申込書兼告知書

ご記入前に必ずお読みください

氏名(フリガナ)・生年月日などの各種情報が打出しされている場合は、誤りがないか必ずご確認ください。

保険契約者とは、契約を申込まれる方です。被保険者とは、保障の対象となる方です。

- 5~ 11欄の各項目を、黒のボールペンで楷書にてご記入のうえ、印鑑を押印(3枚とも)ください。※スタンプ印は使用できません。
- ●記入内容を訂正される場合には、訂正箇所を二重線で抹消し、必ず「保険契約申込印兼意向確認印」(被保険者記入欄および被保険者告知欄は「被 保険者印」) で訂正(3枚とも) してください。 修正液や重ね書きでの訂正はしないでください。
- ●申込書の3枚目(一番下)は加入者控(保険契約者控)です。加入者控(保険契約者控)を外して、上2枚のみを生協へご提出願います。3枚目は、保険証券がお手元に届くまで大切に保管してください。



ださい。

知欄記入上の留 ※アクサ生命引受けの他のご契約との通算 意事項」の記載が 引受限度により、特約を付加できない場 ありますので、ご 合があります。 参照ください。

既にご契約をしている方で契約を上乗せする場合は追加に○をしてく パンフレット、募集のお知らせに記載の「ご契約のお取扱い」等をごお

読みいただき、ご希望の基本給付金額に○をしてください。

-44-

はできません。なお、現在ご契約中の方につきましては、ご契約を継続していただけます。

※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険証

今までにご案内をしていました保険商品の一覧です。新規でお申込みいただくこと

医療保険(80歳型

制度番号:511

制度番号:541

●保険料払込期間:5年(自動更新で80歳まで)

入院給付金日額5,000円コース 給付金名 給付事由 疾病により死亡または 死亡·高度障害 高度障害状態になられた 50万円 保 険 金 とき 所定の不慮の事故により 災害·災害高度 180日以内に死亡または高 100万円 度障害状態になられたとき 疾病により継続して8日 以上入院されたとき 不慮の事故により180日 以内に入院を開始し、5日 以上入院されたとき (1入院120日限度/通算700日限度) 1日につき 疾病・災害 5,000円 入院給付金 治療を直接の目的として所 定の手術を受けられたとき 手術の種類に応じて、 1回につき 手 (入院給付金日額×15· 30·50) 7.5·15·25万円 付金 所定の先進医療*による 技術料に応じて 高度先進 療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の 給付倍率(305倍~5倍) 1回につき 医療給付金 152.5~2.5万円 給付特約 (通算700日分限度) 特定疾患給 付金 所定の特定疾患により 継続して8日以上入院を 1疾患につき 持定疾患 15万円 歳まで自動 (1疾患1回限度) 所定の成人病により継続 成人病入院 給 付 金 1日につき して8日以上入院をされたとき (1入院120日限度/長期入院給 **5.000**_円 成人病入院 倍額支払特約 付金と通算して700日分限度) 対象となる 悪性新生物·糖尿病·心疾患·高血圧性疾患· 所定の成人病により継続 して270日以上入院を 1回につき 間 付 金 されたとき (成人病入院給付金と (成人病入院給付金と 通算して700日分限度)

■以下は任意付加の特約です。

初期入院給 付金 疾病または不慮の事故 により継続して2日以上 入院をされたとき 1回につき **20,000**_円 給付特約 (通算10回限度) 通給付 院金 われる入院をされ、退院後 120日以内に、その治療を 1日につき 3,000₽ 目的とした通院をされたとき(1入院にかかわる通院30 通院給付 特約 日限度/通算700日限度)

●保険料払込期間:70歳

給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
死亡・高度障害	疾病により死亡または 高度障害状態になられた とき	50万円	
亡·高度障害保険金 災害·災害高度	所定の不慮の事故により 180日以内に死亡または高 度障害状態になられたとき	100万円	生
入 疾病・災害 入院給付金	疾病により継続して8日 以上入院されたとき 不慮の事故により180日 以内に入院を開始し、5日 以上入院されたとき (1入院120日限度/通算700日限度)	1日につき 5,000 円	涯 保 障
手 術 付 金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (入院給付金日額×15・30・50)	手術の種類に応じて、 1回につき 7.5・15・25_{万円}	
高度先進医療給付金 高度先進医療給付特約	所定の先進医療*による 療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の 給付倍率(305倍~5倍) (通算700日分限度)	技術料に応じて 1回につき 152.5~2.5_{万円}	
業 特定疾患 病 特定疾患 給付特約	所定の特定疾患により 継続して8日以上入院を されたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15 万円	70
成人病入院 給 付 金 成人病入院 品人病入院 品人病入院 品質支払特約	所定の成人病により継続 して8日以上入院をされたとき (1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度)	1日につき 5,000 円	歳満了
人 対象となる 成人病	悪性新生物·糖尿病·心疾患· 脳血管疾患	高血圧性疾患·	
病 長期入院 給付金 「成人病入院」 任額支払特約」	所定の成人病により継続 して270日以上入院を されたとき (成人病入院給付金と 通算して700日分限度)	1回につき 50_{万円}	
以下は任意付加	の性約です		

特約	初期入院期份 付金 入[初期入院] 給付特約	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき (通算10回限度)	1回につき 20,000 円	生涯保障
特約	通 院 院 給付 金 院 通院給付 特約	主契約の入院給付金の支払 われる入院をされ、退院後 120日以内に、その治療を 目的とした通院をされたとき (1入院にかかわる通院30 日限度/通算700日限度)	1日につき 3,000 円	70 歳 満 了

- * 先進医療とは約款に定める高度先進医療を意味します。
- ※高度先進医療給付特約および高度先進医療給付特約(03)の高度先進医療給付金額は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率(305倍~5倍) を主契約の入院給付金日額または特約基本給付金額に乗じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた 時点で先進医療でなくなっている場合、これらの特約からのお支払いはありません。
- ※80歳型・終身I型・終身I型・終身型は入院給付金日額3,000円コース、10,000円コースがあります。その場合のお支払金額は上記を3/5倍・2倍にしてください。
- ※80歳型・終身I型・終身II型の高度先進医療給付特約は、他のご契約に付加された先進医療給付特約(12)と通算されません。

50万円

- ※通院給付特約、生活習慣病入院給付特約(03) <120日型>は販売停止のため中途付加することができません。
- ※生協組合員資格を失った(生協を脱会した)場合などは、個人扱(口座振替)となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

※医療保険(終身型)に手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)、ガン化学療法・緩和療養給付特約を付加されている場合、記載の保障 内容と異なります。

:高度先進医療給付特約·特定疾患給付特約·成人病入院倍額支払特約付医療給付金付個人定期保険

:高度先進医療給付特約·特定疾患給付特約·成人病入院倍額支払特約付医療給付金付個人終身保険 医療保険(終身]型)

高度先進医療給付特約・特定疾患給付特約・成人病入院倍額支払特約・初期入院給付特約・保険金額指定特則・低払いもどし金特則付 医療保険(終身Ⅱ型)

医療給付金付個人終身保険

医療保険(終身型): 高度先進医療給付特約(03)・特定疾患給付特約(03)・死亡保険金不担保特約・払いもどし金に関する特則付終身医療保険(03)〈60日型〉

券」および「ご契約のしおり:約款」をご覧ください。

制度番号:542

●保険料払込期間:終身(ただし、高度先進医療給付特約、特定疾患給付特約、 成人病入院倍額支払特約、通院給付特約:80歳)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
	死亡·高度障害 (保 険 金	疾病により死亡または 高度障害状態になられた とき	5万円	
	度障災害・災害高度 障害保険金	所定の不慮の事故により 180日以内に死亡または高 度障害状態になられたとき	10万円	— 生
	た。 疾病・災害 入院給付金	疾病により継続して8日 以上入院されたとき 不慮の事故により180日 以内に入院を開始し、5日 以上入院されたとき (1入院120日限度/通算700日限度)	1日につき 5,000 円	涯 保 障
基	手 術 付 金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (入院給付金日額×15・30・50)	手術の種類に応じて、 1回につき 7.5・15・25_{万円}	
本	高度先進医療給付金[高度先進医療]給付特約	所定の先進医療*による 療養を受けられたとき 入院給付金日額×所定の 給付倍率(305倍~5倍) (通算700日分限度)	技術料に応じて 1回につき 152.5~2.5_{万円}	
契約	業 特定疾患 給 付金 (特定疾患 給付特約)	所定の特定疾患により 継続して8日以上入院を されたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15_{万円}	80
	成人病入院 給 付 金 [成人病入院 倍額支払特約]	所定の成人病により継続 して8日以上入院をされたとき (1入院120日限度/長期入院給付金と通算して700日分限度)	1日につき 5,000 円	S 歳満了
	人 対象となる 成人病	悪性新生物·糖尿病·心疾患· 脳血管疾患	高血圧性疾患·	
	病 長期入院 給付金 「成人病入院」 一倍額支払特約」	所定の成人病により継続 して270日以上入院を されたとき (成人病入院給付金と 通算して700日分限度)	1回につき 50_{万円}	
特約	初 期 入 院 附 付 金	疾病または不慮の事故により継続して2日以上入院をされたとき (通算10回限度)	1回につき 20,000_円	一生涯保障

- 以下は任意付加の特約です。

	特約	通 付 付 院 通院給付 特約	院金	主契約の入院給付金の支払 われる入院をされ、退院後 120日以内にその治療を目 的とした通院をされたとき (1入院にかかわる通院30 日限度/通算700日限度)	1日につき 3,000 円	80歳満了	
--	----	-----------------	----	---	-------------------------	-------	--

※初期入院給付特約は基本契約にセットされています。

制度番号:543

●保険料払込期間:終身(ただし、高度先進医療給付特約(03)、特定疾患給付特約(03)、 生活習慣病入院給付特約(03)(120日型):80歳)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
	た 疾病・災害 入院給付金	疾病により継続して2日 以上入院されたとき 不慮の事故により180日 以内に継続して2日以上 入院されたとき (1入院60日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000 円 生涯
基本	手 術 付 金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (入院給付金日額×15・30・50)	手術の種類に応じて、 1回につき 7.5・15・25万円
契約	高度先進度条給付金先順。 高度先進医療 治付特約(03)	所定の先進医療*による 療養を受けられたとき 〈特約基本給付金額(入 院給付金日額と同額)× 技術料に対する給付倍 率(305倍~5倍)〉 (通算700日分限度)	技術料に応じて 1回につき 152.5~2.5 m 歳 満
	難 特定疾患 病 特定疾患 為 (特定疾患 治付特約(03)	所定の特定疾患を発病 したと医師により診断さ れたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円

以下は任意付加の特約です。

特約	生活習慣病	生活習慣病 入院給付金 「生活習慣病入院」 給付特約(03) (120日型)	所定の生活習慣病により継続して2日以上入院されたとき (1入院120日限度/ 通算1,095日限度)	1日につき 5,000 円	80歳満了
	Ü	対象となる 生活習慣病	悪性新生物·糖尿病·心疾患· 脳血管疾患·肝疾患·腎疾患	高血圧性疾患·	

■手術給付倍率表(80歳型・終身I型・終身II型・終身型・共通)

対象となる手術(88種類)	入院給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	50倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	30倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	15倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。 ※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみのお支払いとなります。

今までにご案内をしていました保険商品の一覧です。新規でお申込みいただくこと

はできません。なお、現在ご契約中の方につきましては、ご契約を継続していただけます。 ※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険証 券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

制度番号:545

制度番号:544

●保険料払込期間:終身(ただし、特定疾患給付特約(03)、高度先進医療給付特約(03)、 生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型·II型〉、通院給付特約:80歳〉

		給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース		
	主契約	疾病·災害 入院給付金	疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により180日以内に1日以上入院されたとき (1入院60日限度/ 通算1,095日限度)	1日につき 5,000 円	一生	
基	特則		無事故判定期間(5年間)内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の 10%割引 (最大5回·50%割引)	涯 保 障	
本契		手 術 金 [手術給付] 特約	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×10・20・40)	手術の種類に応じて、 1回につき 5・10・20_{万円}	P#	
約	特	特定疾患 給付金 [特定疾患給付 特約(03)]	所定の特定疾患を発病 したと医師により診断さ れたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15_{万円}	80	
	約	高度先進 医療給付金 「高度先進医療 「給付特約(03)」	所定の先進医療*による 療養を受けられたとき 〈特約基本給付金額(入 院給付金日額と同額)× 技術料に対する給付倍 変(通算700倍限度)	技術料に応じて 1回につき 152.5~2.5_{万円}	。 歳満了	

■ 以下は任音付加の特約です

	以下は江思り加の行列です。			
特	生活習慣病 入院給付金 「生活習慣病入院」 給付特約(03) (120日型·I型)」	所定の生活習慣病により継続して2日以上入院されたとき (1入院120日限度/ 通算1,095日限度)	1日につき 5,000 円	
約		思性新生物·糖尿病·心疾患·i 凶血管疾患	高血圧性疾患·	80 歳 満
特	通院	主契約の入院給付金の 支払われる継続して2日 以上の入院をされ、退院 後120日以内に、その治	1日につき 3,000 円	河
		療を目的とした通院をさ		

●保険料払込期間:終身(ただし、特定疾患給付特約(03):80歳)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	
主契約		所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により 180日以内に開始した1日 以上の入院をされたとき (1入院60日限度/ 通算1,095日限度)	1日につき 5,000 円	
基	ガン入院給付金	所定のガンにより1日以 上入院されたとき (1回の入院・通院ともに お支払限度はありません)	1日につき 5,000 円	生涯保
本 県		無事故判定期間(5年間)内に無事故とみなされたとき	主契約の保険料の 10%割引 (最大5回·50%割引)	障
契約	手 術 给 付 金 [手術給付] 特約	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×10-20-40)	手術の種類に応じて、 1回につき 5・10・20_{万円}	
特	特定疾患 給付金 [特定疾患給付] 特約(03)	所定の特定疾患を発病 したと医師により診断さ れたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15_{万円}	80 歳満了
約	先進医療 給付金 「先進医療給付 特約(09)	所定の先進医療による 療養を受けられたとき 〈特約基本給付金額(入 院給付金田額と同額)× 技術料に対する給付倍 率(305倍~5倍)〉 (通算700倍限度)	技術料に応じて 1回につき 152.5~2.5_{万円}	一生涯保障

以下は任意付加の特約です。

特	生活習慣病 入院給付金 「生活習慣病入院」 給付特約(09) 〈120日型·11型〉	所定の生活習慣病により 1日以上入院されたとき (1入院120日限度/ 通算1,095日限度)	1日につき 5,000 円	
約	対象となる	悪性新生物·糖尿病·心疾患·¡ 脳血管疾患	 	生涯
特	退院後療養 給付金 「退院後療養」	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金または ガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院	1回につき 25 000	保障
約	上 給付特約 」	時に生存されているとき (通算10回限度)	25,000 _円	

- * 先進医療とは約款に定める高度先進医療を意味します。
- ※高度先進医療給付特約(03)の高度先進医療給付金額および先進医療給付特約(09)の先進医療給付金は、先進医療にかかる技術料に応じた所定の給付倍率 (305倍~5倍)を特約基本給付金額に乗じた金額となります。先進医療にかかる技術料と同額をお支払いするものではありません。また、お支払いの対象と なる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療で なくなっている場合、これらの特約からのお支払いはありません。
- ※入院保障保険(終身型)・入院保障保険(終身型 09)・入院保障保険(終身型 09)くワイド〉は入院給付金日額10.000円コースがあります。その場合のお支払 金額は上記を2倍にしてください。ただし、無事故割引特則、先進医療給付特約(12)およびガン化学療法・緩和療養給付特約については、入院給付金日額に かかわらず、一律、記載の割合·金額となります。
- ※生活習慣病入院給付特約(03)〈120日型·II型〉および通院給付特約(03)は販売停止のため中途付加することはできません。
- ※生協組合員資格を失った(生協を脱会した)場合などは、個人扱(口座振替)となります。その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。
- ※入院保障保険(終身型)·入院保障保険(終身型 09)について手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)、ガン化学療法·緩和療養給付 特約を付加されている場合、記載の保障内容と異なります。
- 入院保障保険(終身型):手術給付特約·特定疾患給付特約(O3)·高度先進医療給付特約(O3)·死亡保険金不担保特約·無事故割引特則付

入院保障保険(終身型)(60日型)

: 手術給付特約·特定疾患給付特約(03)·先進医療給付特約(09)·死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)· 無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉 入院保障保険(終身型 09):

入院保障保険(終身型09)〈ワイド〉

手術給付特約·手術補完給付特約·先進医療給付特約(12)·特定疾患給付特約(03)·死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 終身払コース 09)用):無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

- 47 -

60歳/65歳払込コース:手術給付特約·手術補完給付特約·先進医療給付特約(12)·特定疾患給付特約(03)付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

制度番号:545 (ご契約日:令和4年9月1日以前)

●終身払コース…保険料払込期間:終身(ただし、特定疾患給付特約(03):80歳)

●60g	●60歳·65歳払込コース…保険料払込期間:60歳·65歳		終身払コース	60歳払込コース、65歳払込コース	
	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 5,000円コース	
主	疾 病 ・ 災 害 入 院 給 付 金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき 所定の不慮の事故により180日以内に開始した 1日以上の入院をされたとき (1入院60日限度/通算1,095日限度)	1日につき 5,000 円	1日につき 5,000 円	
契約		所定のガンにより1日以上入院されたとき (1回の入院・通院ともにお支払限度はありません)	1日につき 5,000 円	1日につき 5,000 円	
	死 亡 保 険 金	死亡したとき	死亡保険金は ありません	5万円	生生
基則	無事故割引特則	無事故判定期間(5年間)内に無事故とみなされ たとき	主契約の保険料の 10%割引 (最大5回·50%割引)	無事故割引特則は 付加できません	涯保
本契	手 術 給 付 金 [手術給付特約]	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき (手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額) ×10·20·40)	手術の種類に応じて、 1回につき 5・10・20 万円	手術の種類に応じて、 1回につき 5・10・20_{万円}	障
約特	手術補完給付金	手術または放射線治療(新生物根治放射線照射) を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金が支払われる場合 を除きます ※放射線治療は60日に1回限度	1回につき 2.5万円	1回につき 2.5万円	
約	特定疾患給付金 [特定疾患給付特約(03)]	所定の特定疾患を発病したと医師により診断されたとき (1疾患1回限度)	1疾患につき 15万円	1疾患につき 15万円	80 歳 満 了
	先 進 医 療 給 付 金 先 進 医 療 一 時 金	所定の先進医療による療養を受けられたとき 1回の療養につき 1,000万円限度、通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかか	る技術料と同額	一生涯
	先進医療給付特約(12)	先進医療給付金が支払われる療養を受けられた とき	1回の療養につき 15万円	1回の療養につき 15万円	生涯保障

以下は任意付加の特約です。

特約	生活習慣病 入院給付金 [生活習慣病入院給付特約(09)] 〈120日型·I型〉	所定の生活習慣病により1日以上入院されたとき (1入院120日限度/通算1,095日限度) 対象となる成人病 悪性新生物・糖尿病・心疾患・ 高血圧性疾患・脳血管疾患	1日につき 5,000 円	1日につき 5,000 円	一生涯足
特約	退院後療養給付金 [退院後療養給付特約]	主契約の災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金の支払われる入院をされ、その退院時に生存されているとき (通算10回限度)	1回につき 25,000 円	1回につき 25,000 円	障
特	特約化学療法給付金 特約緩和療養給付金	ガンにより化学療法(抗がん剤治療)を受けられた とき 月1回、通算60ヵ月限度	1回につき 5万円	ガン化学療法・緩和療養給付特約は	90歳以降は (90年間保
約	「ガン化学療法・緩和療養」 給付特約	ガンによる疼痛などの緩和のために緩和ケアを受けられたとき 月1回、通算12ヵ月限度	1回につき 5万円	付加できません	一生涯保障 動更新) す

●更新日が2022年4月1日以降となる ガン化学療法・緩和療養給付特約の更新後契約につきましては、特約緩和療養給付金の通算支 払が、月1回/通算60ヵ月限度となります。

	■手術給付倍率表(入院保障保険(終身型)·入院保障保険(終身型 O9)、入院(R障保険(終身型 09)〈ワイド〉共通)
1		

対象となる手術 (88種類)	手術給付金日額に対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、悪性新生物根治手術など13種類	40倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など45種類	20倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術など30種類	10倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。 ※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみお支払いとなります

※入院保障保険(終身型 09)、入院保障保険(終身型 09)、(ワイド) は屈折矯正手術 (近視矯正手術など) および調節異常矯正手術 (遠視矯正手術など) については、お支払いの対象となりません。

今までにご案内をしていました保険商品の一覧です。新規でお申込みいただくことは できません。なお、現在ご契約中の方につきましては、ご契約を継続していただけます。

※このご案内は商品の概要を説明しています。ご契約いただいている保険の保障内容につきましては、お手持ちの「保険 証券」および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

制度番号:571

●保険料払込期間:1年(自動更新で80歳まで)

	給付金名	給付事由	入院給付金日額 5,000円コース
	疾病入院給付金	疾病により継続して2日 以上の入院をされたとき (1入院20日限度/通算 1,095日限度)	1日につき 5,000 円
基本契	災害入院給付金	所定の不慮の事故により 180日以内に入院を開始した継続2日以上の入院をされたとき(1入院20日限度/通算1,095日限度)	新 1日につき 5,000 円 ま で自
約	手術給付金	治療を直接の目的として 所定の手術を受けられた とき(入院給付金日額× 15·30·50)	手術の種類に応じて、 1回につき 7.5・15・25万円

■手術給付倍率表(新医療保険)

対象となる手術 (88種類)	入院給付金日額に 対する給付倍率
胃切除術、頭蓋内観血手術、子宮広汎全摘除術、 悪性新生物根治手術など13種類	50倍
四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭 形成術など45種類	30倍
虫垂切除術、盲腸縫縮術、ヘルニア根本手術 など30種類	15倍

※同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいず れか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。 ※ファイバースコープによる手術などは60日に1回のみお支払いとなり ます。

制度番号:551

memo

●保険料払込期間:5年(自動更新で75歳まで)

	給付金名	給付事由	保険金額 200万円コース	
	死亡保険金	死亡されたとき	-	
	死亡保険金高度障害	責任開始期以後の傷害 または疾病により所定の 高度障害状態に該当さ れたとき		۱
基本契約	3 大疾病 特保	◆悪性新生物(ガン) 「大きなどのでは、	200 万円	5年満了(75歳まで自動更新)

エスリーは保険金額400万円コースがあります。その場合のお支払金額 は上記を2倍にしてください。



付帯サービスをご利用いただけます。詳しくは24ページへ

80歳型、終身I型、終身II型、終身型、入院保障保険(終身型)、入院保障保険(終身型 09)、入院保障保険 (終身型 09)〈ワイド〉、新医療保険

※「アクサメディカルアシスタンスサービス」の各サービスは、各サービス提供会社が提供します。アクサ生命が 提供する保険商品の一部を構成するものではありません。

新 医 療 保 険 :新医療保険

エ ス リ ー : 特定疾病保障定期保険